

平成26年第6回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成26年12月4日（木曜日）

○議事日程

平成26年12月4日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍太郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	平 田 豊 民 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	中 林 堅 造 君	10 番	三 原 昭 治 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	重 川 恭 年 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	安 村 政 治 君	16 番	吉 村 弘 之 君
17 番	上 田 和 夫 君	18 番	松 村 学 君
19 番	田 中 健 次 君	20 番	山 下 和 明 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	行 重 延 昭 君
23 番	河 杉 憲 二 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	中	村	隆	君											
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君						
総	務	部	長	吉	川	祐	司	君	総	務	課	長	林	慎	一	君								
総	合	政	策	部	長	持	溝	秀	昭	君	生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君			
健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君	産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君			
産	業	振	興	部	理	事	熊	谷	俊	二	君	土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君
入	札	検	査	室	長	金	谷	正	人	君	会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君				
農	業	委	員	会	事	務	局	長	末	岡	靖	君	監	査	委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君
消	防	長	牛	丸	正	美	君	教	育	部	長	原	田	知	昭	君								
上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君													

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部におきまして、福田選挙管理委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、今津議員、1番、久保議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、11番、山田議員。

〔11番 山田 耕治君 登壇〕

○11番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。

ことし最後の定例議会一般質問となりますが、誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

今回は、1つ目に弱者を考慮したまちづくりについて、2つ目に子どもたちへの防災教育について、それぞれ執行部の御所見を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、弱者を考慮したまちづくりについて質問させていただきます。

現在、防府市においては、予算編成の基本的な考え方でも上げていますように、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、第四次防府市総合計画の将来都市像、「人・まち・元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くため、まちづくりの大綱に基づく諸施策に取り組んでいます。

将来都市像を構築するためのさまざまな事業の推進と効果については評価できるところですが、乳幼児を抱えたお母さん、高齢者、障害のある方に対して、現在の防府市の姿が、魅力ある、人に優しいまちかどうかは判断が難しいところでございます。

人それぞれのお考えがある中で、方向性を導き出すことは大変難しいことではありますが、それぞれの立場に立った戦略や施策は、私は可能と思いますし、考慮すべき点だと思いますので、今回の質問をさせていただきます。

体に障害のある方、特に肢体不自由の方の立場から防府市のまちを見ますと、ハード面では歩行の急勾配の整備や公共施設のバリアフリーも、計画を持って進めなければいけない施策の一つです。

平成22年度に、第3次防府市障害者福祉長期計画を見直し、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした第4次防府市障害者福祉長期計画も策定されています。

また、障害福祉サービス等の事業量、数値目標と取り組みを明らかにして策定された防府市障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とし、この平成26年度には必要な見直しを行い、第4期の計画へと改定していくこととなるわけで、先日、第4期計画に向けた防府市障害福祉計画案の説明を受けたところでございます。

防府市では、平成23年の調べでは肢体不自由の方が2,675人、障害種類別での比較で全体の55%、第4期計画に向けた防府市障害福祉計画案の資料を見ますと、平成26年は2,780人の障害種類別での比較での全体の56%と、最も多い状況でございます。そこで数点お伺いいたします。

まず初めに、今後も増える可能性を否定できない肢体不自由の方の目線に立った防府市の取り組みは、2つ目にバリアフリー経路や昇降機、エレベーター等の改善も公共施設で進められていますが、計画に対しての実施状況はどうか。3つ目に歩道の幅員や勾配で車椅子で走行困難な場所の市への訴えはどのくらいあるのか。また市が把握し、改善した箇所はどのくらいあるのか。

最後に、来年以降NHK大河ドラマ「花燃ゆ」や、「ねんりんピック」、「世界スカウトジャンボリー」、そして平成30年には明治維新150年と、イベントへの来訪者も増えてくると予想されます。もちろん、障害のある方へのおもてなしも、忘れてはいけないことと理解しているとは思いますが、今後計画している取り組みや施策があれば、教えていただきたいと思います。

以上、弱者を考慮したまちづくりについて4点、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、今後も増える可能性を残念ながら否定できない肢体不自由の方々への市の取り組みについての御質問でございましたが、身体障害者の現状は過去5年間で4.0%から4.2%へとわずかながらではございますが、増加いたしております。また、高齢化に伴う身体機能の衰えにより、肢体不自由となられる場合も多く、こうしたいわゆる弱者の方への配慮が必要とされるところでございます。

このような現状を踏まえての市の取り組みでございますが、障害者福祉長期計画なるものにおきまして、生活環境の整備に取り組むこととしております。

まず、住宅、建築物等のバリアフリー化の具体的な施策といたしまして、公共施設の新築、改築に当たりましては、エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の設置や既存の施設のバリアフリー化を進めております。

また、民間の建築物におきましては、新築及び改築時には、県の構造等基準への適合について指導を行っております。

次に、移動、交通のバリアフリー化の具体的な施策といたしましては、歩道の段差切り下げ、幅広歩道や電柱類の地中化等を行うとともに、歩行時間延長信号機の導入について、関係機関へ要請したり、通行の障害となる放置自転車対策等を行っております。

また、交通機関の利便性を高めるため、駅やバス停など交通関連施設の改善促進、ノンステップバスの導入等について、関係機関へ協力要請なども行っております。

そのほか、肢体不自由の方への障害福祉サービスとして、失われた身体機能を補う補装具の給付、自動車運転免許取得の助成、身体障害者または介助者が運転する自動車改造費の助成、障害者専用駐車場利用証の交付、福祉車両の貸し出し等を実施しております。

次に、2点目の公共施設におけるバリアフリー化の計画に対しての実施状況でございますが、文化・スポーツ施設につきましては、アスピラート、ルルサス、ソルトアリーナ、ソラール、文化福祉会館などは、新築時にエレベーター、スロープなどを設置してござい

す。

公民館につきましては、野島漁村センターを含み15館中、スロープは全館、障害者用トイレの設置は6館でございます。

学校につきましては、屋内運動場スロープを、小学校では17校中13校に、中学校では全校に整備しており、車椅子階段昇降車は2台配備し、中関小と大道小で使用しております。

校舎改築を行う右田小学校、桑山中学校の新校舎にはエレベーターを設置予定でありまして、今後も、改築の際にはエレベーターを設置していくこととしております。

市営住宅につきましては、エレベーター、スロープを設置し、バリアフリー対応となっているのは、29カ所のうち3カ所であり、今年度は、三田尻本町住宅を建て替えております。

また、防府駅につきましては、本市とJRの協力によりましてバリアフリー化を実現し、エスカレーター、エレベーター、障害者用トイレ、専用駐車場を備えた防府市の玄関口として、大変好評をいただいております。

その他、トイレの洋式化につきましては、障害者のみではなく、高齢者や子どもも含め市民から強い要望がありまして、学校、公共施設、公園等について順次進めているところでございます。

今後も肢体不自由の方に配慮した施設の整備は重要であると考えておりますので、公共施設の大規模修繕及び更新に伴い、バリアフリー化を図ってまいります。

3つ目に、歩道の幅員や勾配で、車椅子で走行困難な場所の訴えや、市が把握し改善した箇所はあるのかのお尋ねでございましたが、車椅子の利用者を限定した要望につきましては、明確には把握しておりませんが、市が管理している歩道では、障害者、健常者を問わず、通行が困難な場所の修繕の御要望をいただいておりますので、その都度対応している状況でございます。

その主な内容は、吸い出しによる路面の下がりや経年による舗装の劣化等による路面の凹凸の修繕などでございます。市が歩道を改善した箇所につきましては、安心歩行エリア内の歩道に、障害者用の点字ブロックの設置や透水性舗装を行ってまいりました。

今年度の改善予定といたしまして、市道大藪新田線の白銀交差点から南側630メートルの歩道拡幅工事に着手いたします。今後とも、市民の安全に配慮し、改善に努めてまいります。

最後に、障害のある方へのおもてなしについてでございますが、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放送が来年の1月4日から開始され、多くの観光客が本市を訪れられることから、

受け入れ態勢の準備としてその整備も進めているところでございます。

観光客に対しましては、市内回遊性を高めるため周遊バスの運行をいたしますが、その立ち寄り先となる大河ドラマ館や市内観光地において、観光ボランティアガイドを配置し、観光案内や声かけの実施を予定しております。

また、来年の10月には、60歳以上の方を対象といたしました「ねんりんピックおいでませ！山口2015」が開催されますが、出場選手や応援に来られた方のために、防府駅や交流大会会場には案内所を設置して、おもてなしスタッフを配置する予定でございます。

高齢者や障害のある方への配慮といたしましては、この観光ボランティアガイドやおもてなしスタッフを活用し、快適に観光や大会を楽しめるよう、困り事がないかの声かけや車椅子の介助など、思いやりの心で接することが大切であると考えております。

このように、観光のみならず、本市へ多くの来訪者があるイベント等の機会を捉えては、障害者の視点に立ったおもてなしを心がけ、取り組んでまいります。

以上、4点についてお答えいたしました。今後とも市民のニーズ把握に努め、障害のある方がその活動範囲を広げ、積極的な社会参加活動が実現できるよう支援するとともに、計画の進捗状況を検証しながら、障害のある方の目線に立ったまちづくりを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 御説明ありがとうございました。

計画の進捗状況を検証しながら、障害のある方の目線に立ったまちづくりを今後も進めていくという、市長さんの御答弁でございました。

本当にありがたいことだというふうに思っておりますが、平成19年から平成26年の肢体不自由の方の増加人数、御答弁の中にも残念ながら増加しているという答弁がございましたが、これを平均してみますと、約40の方が毎年何らかの影響で肢体不自由になっておられるということでございます。

当然、高齢者になられて、何らかの形で肢体不自由になるということは当然のことなんでしょうが、肢体不自由の方の中で、車椅子を利用しなければいけない方の人数がどれくらいなのか、わかれば教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。

車椅子利用者は何人かとの御質問でございますが、実際には正確な人数は把握しており

ません。ただ、障害の種類、程度により限定して推計した人数としては、障害者につきましては、肢体不自由のうち障害の部位が下肢とか体幹、こういった車椅子が必要と思われるような方々の人数としては、障害者等級1級の方が166人、2級の方が208人、3級の方が245人であり、合計で895人となっております。このうち多くの方が車椅子を利用されているであろうというふうに考えております。

また、ちなみに高齢者につきましては、障害者の数と重複するとも考えますが、介護保険のサービスにより車椅子を利用されている方は、9月の利用実績では577人となっております。これに加え、そのほか自費で購入された方を加えていけば、同じような数字になるんであるかというふうに考えています。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。

正確な数字は御存じないと、把握していないという御答弁でございましたが、今後はこの辺もやはりしっかりいろんなところと連携をとりながら、私は把握していただきたいというふうに思いますので、これはちょっと要望として上げさせていただきます。

当然、高齢化が進んできて、車椅子に乗られる方も多分増えてくるのではないかというふうに思うわけでございます。

当然、年齢別でも、私は今後はこういう推移をしっかりと捉えていただきたいというふうに思いますが、そういうお考えはないか、また年齢別での今現在のデータとしてはそういうものは全くないのか、この辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 年齢によってサービスの内容も変わってきますから、そういった把握も必要であろうというふうには考えております。

御質問の年齢別の人数なんでございますが、先ほど御答弁申しました895人に対して、65歳未満の方が男女合わせて278人、65歳以上の方が617人でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。

この推移自体がどうなるのかというのも、市としてはしっかり今後追いかけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

公共施設でのバリアフリー化に向けた実施状況で、少し質問させていただきますが、車椅子にも実はいろいろございます。一般的な介護用の車椅子は、幅員が約53センチメートルから57センチメートル、自走式になりますと、幅員は約62センチメートルから63センチメートル、またリクライニング式になりますと、この車椅子では約120センチ

チメートルから140センチメートルだそうでございます。

細かいことを言うようでございますが、一般的な介護用車椅子でいいますと、車椅子で円滑に通行できる幅員は90センチメートル以上で、車椅子と歩行者が円滑に利用できる通路幅は約120センチメートル以上、180度方向転回をしようとする場合は、140センチメートル以上が必要でございます。電動車椅子では180センチメートル以上必要となるわけですが、何を基準に公共施設を整備されているのか、例えば今述べたようなことも考慮した整備なのか、この点を教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 今、車椅子に関して特段で話をされたわけなんです、車椅子だけでなく、今後の福祉施策につきましては、障害者、高齢者が元気で地域生活を送れますように、市民の皆様のニーズを十分、把握に努め、適切な施策を展開・推進していく、そのように考えております。

その中でも特に今言われたように、当然に車椅子を御利用される方々の目線に十分配慮して、そういった基準の中でバリアフリー化ができるように考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） わかりました。

JIS規格にも車椅子の規格がしっかりうたっておりますし、その辺は今後、庁舎の中でもいろんな部がございます。横のつながりをしっかり連携した中で、声を大にしてその辺は上げていただいて、整備を今後していただくということをお願いしておきます。

あと先ほど、歩道の幅員の勾配等、走行困難な箇所は、例えば障害を持たれた方からの意見ではなく、市民の皆さんの御意見の中で進めていくと、やっているというような御答弁がございました。

それはそれで私はいいいことだろうというふうには思いますが、例えば、市道の中でそういう車椅子等走行困難な場所、こういう箇所が実はあるのかなのか、その辺も、例えば、市の職員が車椅子で走行してみて、実際にどうなのかなというふうな検証をしたことがあるのか、そういう話はないのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいまお尋ねございましたが、歩行者が通行する歩道部分、そういったところで職員が、健常者である職員であっても身障者の方々のような気持ちに立つということで、試験的に走行された事例はということがありました、実は、駅周辺におきましては、積極的

に防府市としましてもそういったハンディキャップをお持ちの方々のために、歩道整備とか視覚障害者誘導用ブロックをこれまで設置してきております。

そういった中で、NPOとは申しませんが、まちづくりのグループの方々がみずから積極的に車椅子に乗られて歩いてみられ、そういった御意見をお寄せいただいたことは過去にごさいまして、そういったものは逐一頂戴して反映をいたしてきております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。

以前そういう試みをしたというのは、実は私も知っていますが、ぜひそういう目線で防府市全体を見ていただきたいなというふうに思うわけでございます。

なかなか、そうはいつでも、当然費用もかかるお話でございますが、やはり人に優しいまちづくりという点では大変重要なことと思いますので、よろしく願いいたします。

平成27年以降、先ほど言いましたけど、「花燃ゆ」、「ねんりんピック」、「世界スカウトジャンボリー」、そして長期的に見れば、平成30年には明治維新150年、防府市に訪れる観光客やゆっくり観光を楽しむ市民、大変多いと思います。

この契機を利用し、防府市の活性化やPRも進めていただきたいと思いますが、肢体不自由の方が、例えば、車椅子を利用しなければいけない方が防府市に泊まりたいというときに、宿泊施設は何施設の何部屋、私も把握していますが、把握していれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 車椅子の利用者が宿泊できる施設はということでございますが、市内宿泊施設19施設中、ホテルの1施設1室でございます。ただ条件によっては、その他介助があれば可能だという施設もございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 部長、済みません、私も知っていながら、あえて質問させていただきました。

今、部長がおっしゃるように、市内で宿泊できる施設は約19施設ございます。その中で車椅子で宿泊できる施設は、1施設の1部屋のみでございます。

心の通うきめ細やかな福祉を求める防府市の市民の願いに対し、明るい活力ある福祉都市の建設を決意し、防府市を福祉都市とすることを昭和58年3月22日に宣言した防府市でありながら、本当にきめ細やかな人に優しいまちとは言えないのが、私は現状と思ひ

ます。

なかなか、そうはいっても難しいこととは思いますが、一つお尋ねしますが、福祉都市を宣言されて30年以上たっておるわけですが、例えば、そのような施設に対して願う話題が出なかったのか、議題にも上がらなかったのか、この点を教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） そういった宿泊できる施設を増やすために、市によっては助成制度、短期間で設けていったところもございます。県段階でやってきたところもございますが、こういった支援制度の構築につきましては、やはり市民のニーズがどの程度実際にあるのか、またどのような視点に立って、単に障害者の視点じゃなくて、観光イベントから観光の視点も含めて、そういったものをどうしていくのかということについて今後調査・研究させていただくと、これまでそういったことの視点で議論をしたということは確かにございません。ただ、当然、長期計画や福祉計画をつくる過程において市内でたくさん意見交換、議論を当然してまいりました。

長期計画においては、推進協議会へ計画素案を提出する際には、市内18課で組織しました策定委員会でそういった計画立案に向けた協議を行っております。

確かに、そのときにそういった議題は出てたかどうか私は知りませんが、恐らく出ていなかったんであろうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 他市の事例を少し紹介させていただきますが、三重県の伊勢市さんです。平成23年度と平成24年度で伊勢市のバリアフリー観光向上事業を実施されております。

障害者・高齢者の観光客も増えることから、これからの時代、快適に旅行をしていただくために、宿泊施設のバリアフリー化改修に関して、補助金をバックアップするという取り組みでございます。

伊勢市内で宿泊するのが困難だった身体の不自由な旅行者のマーケットを取得することで、観光客の増加も目指した取り組み、これを、支援メニューが無料相談もあるんですが、改修補助、これはバリアフリー工事費用の2分の1でございます、これを市から補助。また、マスコミ情報提供、ホームページ等でのPRも含めておるといことでございます。

実際いろんな、肢体不自由な方のお話を聞きますと、まず旅行に行くときは、やっぱり

必ずホームページを見るらしいです。そこで実際に間口がどうなのか、どういう設備が整っているのか、まずここを把握した中で旅行に行く行かない、どこの地に行く、これを必ず把握しとるらしいです。

ですから、しっかり防府市もそういうホームページのPRも含めて、この辺も実施していただきたいというふうに思いますが、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 先ほど宿泊できる施設についても、実際にそのホテル会社のホームページにおいては、バリアフリー情報を載せております。そういったバリアフリー情報を載せるに当たって、ただ市のホームページにおいてまでやられるのかという御質問と解釈しますと、まだ今のところ1カ所だけなので今後いろんなことを考えていって、増えた折には市のホームページにも出せるように、今のところはそのホテル会社の民間様の御努力によって、そういった情報がその会社のホームページに出ているという状況だというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ただ、その宿泊施設を見に行くわけじゃないんで、例えば「裸坊」、つい先日ありましたが、車椅子で来られた方がいらっしゃいました。

私も何人か見させていただきましたが、そうやって観光の地を見に来るわけです。そうしたときに観光施設をクリックするんじゃなくて、やはり防府市の観光をクリックするわけですね。そこをやっぱり連携しておかないと、私は意味がないんじゃないかなというふうに思いますので、これはぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、それはしっかり整備ができてからの話でございます。

先ほどの道路の拡幅の話もありましたけど、しっかり市内の方でそういう、例えば協議会なり研究会なり立ち上げていただいて、しっかりその辺も肢体不自由の方の目線に立ったというふうに市長さんもおっしゃいましたけども、そういうのを今後はしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

弱者の方が、健常者と同じようにゆっくり観光ができ、防府市で宿泊していただく環境整備は、防府市に住んでおられる弱者の方への配慮にもしっかりとつながるわけでございます。

福祉都市を宣言している都市としては、私は早急な支援制度、この構築も必要と思いますが、しっかり今後、ここを考えていただけるのかどうか、この点につきまして最後お聞かせいただきます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 宿泊関係とか観光関係では、私どもの部ではございませんが、全庁的に福祉都市宣言を行っている市でございます。そういったことに十分着目いたしまして、今後の新たな政策立案等も考えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 部長が力強く考えていきたいという御答弁をいただきましたので、私も納得しましたが、市長さんのお考えがあれば、申しわけございませんが、ここで一言お願いいただければというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 障害をお持ちの方々がさまざまなところを訪問されるということは、その方々の生きがいを生み出していく源にもなっていくわけでありまして、おもてなしということを標榜している本市として、障害の度合いにもよりますけども、便利に御滞在いただけるように配慮していくことは当然のことであろうと、このように思っていますので、一層気を引き締めて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。市長さんと部長さんの言葉を信じて、しっかりと私も見届けていきますし、御協力もさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らさせていただきますが、子どもたちへの防災教育について質問させていただきます。

子どもたちへの防災に対する意識づけは、子どもたちの成長段階に合わせた防災教育が重要であると聞いたことがございます。地震や火災等それらにおける危険予知や回避能力、特に災害時に行動できる能力は、想像力と対応力のある柔軟な段階から身につけ、浸透させることが必要不可欠だそうです。

防災教育は、学校や家庭そして地域、我々大人が、子どもたちへ関心を持たせて教育していくしかないわけでございます。そして、教育を受けた子どもたちが防災意識を持った大人となり、次の世代へつなげていくことが大切だと認識いたします。

そこで、現在の取り組みをお伺いしたいと思います。毎年1月には、出初式には火の用心と幼児が行進する姿はかわいらしく、何ともほほ笑ましい光景ですが、本来の目的は、このかわいらしい行進をする子どもたちをどう守っていくのかが大変重要なことでございます。

教育を含めた施策の中で、どう意識づけをしていくのかが大切なことと思いますので、

現在のお取り組みを聞かせていただければと思います。

まず初めに、小学校低学年、小学校高学年、中学校と大きく3つに分けた場合の防災教育の仕方や試みに違いがあるのか、具体的な事例も含め、教えていただければと思います。

次に、防災教育は、何年間、どのくらいの頻度、時間で進められているのか。3つ目に学校で学んだ防災教育が地域・家庭でどうつながり、どのような連携をとっておられるのか。

最後に、中学生の防災教育は、自分自身を災害から守ることに加え、災害時に必要となる助け合いやボランティア精神の育成も考慮すると、初期消火、負傷者の搬送や救命措置等も必要と思いますが、現在の取り組みや実施状況を教えていただければと思います。

以上、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 子どもたちへの防災教育についての御質問にお答えいたします。

まず、小学校の低学年、高学年、中学校と大きく3つに分けた場合の防災教育の仕方や試みの違いについてでございますが、学校での防災教育では、児童・生徒が地震等の災害に直面したときに、自分の命は自分で守るという考えを基本にして、的確に状況を判断し、安全に行動する、その上で他の人や社会の安全に貢献できるという、いわゆる防災対応能力を育成することを目標としております。

指導内容の違いですが、小学校低学年では、自然災害についての基礎的・基本的な事項を正しく知ること。高学年では、低学年で学んだ知識をもとに危険を予測したり、回避についての的確に判断できるようにすること。小学校で身につけたことを土台に、中学校では、災害に対してみずからがよりよく行動できることを指導しております。

このように、学年が上がるにつれ、指導する内容も自分自身のかかわりから、地域全体へのかかわりについて考えていくなど、防災教育に対して視野を広げていくことができるよう指導しているところでございます。

具体的な事例としまして、小学校では、地域住民と合同で地震避難訓練や津波対応訓練、専門家を招聘しての山口県砂防課主催の防災出前授業、さらに防災テキストを利用した危険予測学習などを行っております。

中学校では、緊急地震速報による対応避難訓練や、地域住民の方々と一緒に土曜授業を利用した防災出前授業を、また、ある学校では、関西方面へ修学旅行した際、神戸での震災学習で学んだことを文化祭で発表するなどの取り組みもしております。

なお、火災による避難訓練は、全ての小・中学校で毎年確実に実施しております。

次に、年間の防災教育の頻度、時間でございますが、各学校とも火災や地震、風水害・土砂災害などを想定した避難訓練を学期に1回、年間で最低3回は実施しております。また、各教科や道徳等では年間指導計画に基づき、防災に関する指導が行われており、その合計時数は、小学校で約10時間、中学校で約20時間でございます。

次に、学校で学ぶ防災教育と地域・家庭へのつながり、連携でございますが、学校での防災教育の目標や具体的な取り組みを学校だより、ホームページ等を利用して家庭や地域へお知らせしております。

さらに、地域で実施される防災訓練にも、地域の一員として積極的に参加できる体制を整えてきております。

将来、地域を担うべき児童・生徒への防災教育が、地域や家庭における多様で主体的な活動につながるよう、防府市教育委員会といたしましてもさまざまな実践事例を紹介したり、防災危機管理課主催の避難所運営ワークショップに指導主事や社会教育主事を参加させたりするなど、より一層防災教育に力を入れてまいっております。

最後に、中学校での防災教育において、自分自身を災害から守ることに加え、災害時に必要となる助け合いやボランティア精神の育成も考慮すべき、ということについてでございますが、学校における防災教育では、正しい判断のもと安全に行動できることに加え、自他の生命を尊重し、周囲を思いやることや、他の人々や地域の安全に貢献できる等、助け合いやボランティア精神の育成が不可欠とされており、本年度全ての中学校で取り組んできております。

例えば、富海小・中学校と地域住民による津波を想定した高台への合同避難訓練では、中学生が小学校低学年やお年寄りの手を引いたり、車椅子を押したりする活動も取り入れております。

なお、中学校では、保健体育科の授業で止血の方法や人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの使用など、心肺蘇生の方法を学習しております。また、火災訓練では消火器の使用等、初期消火活動を実施しております。このような日ごろの学習や活動が災害発生時、助け合い、ボランティア活動に生かされてくるものと思われまます。

防府市教育委員会といたしましては、平成21年7月21日の豪雨災害や、平成23年3月11日の東日本大震災の記憶や教訓を風化させることなく、子どもたちが災害に対して的確に状況を判断し、みずから安全に行動することにより、自分の命は自分で守ること、さらに他の人や社会の安全に貢献できるよう、子どもたちへの防災教育の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

今の教育長のお話を聞くと、実にすばらしく、よくやっとなるように思えたわけですが、私が持つデータでは、これは年間頻度ですけど、雑駁に感じたことは、学校独自で、やはり、この防災教育に対してのばらつきが、私はあるのではないかというふうに思っております。

例えば、年間の頻度で見ますと、1年間で防災教育は1回程度ぐらいですか。ただ、市内でも小学校低学年で全体を見ますと1回から11回、高学年で3回から11回、総授業も2時間から10時間。中学校になりますと、回数で3回から11回、時間では3時間から21時間と、ばらばらなわけでございます。

今後、市内の小・中学校の共通した、先ほど御答弁でもありましたけど、こういう計画を持った防災教育、これは進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員は、各学校によるばらつきがあるというふうに申しとおられますが、私どもの調査としまして、防災教育で、いわゆる自然災害を想定した避難訓練、あるいはそういう対応訓練、そうしたものにつきましては、確実に年1回はやる。さらには、それぞれの教科や道徳の中で、関係する内容について、確実に学校でやっていますので、そうしたところでの、教員を、それを防災教育の一つとして指導しているかどうか、そのことについての意識の差があるのではないかというふうに、今受けとめました。

ですから、そうした指導している内容は皆同じことをやっていますので、意識でもって違いがないように、また私ども、学校を指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） よろしくお願いたします。

ことし、11月9日から11月15日までを1週間、秋の全国火災予防運動期間というふうに定めて、各地でいろんな営みも実施されました。防府市の義務教育の子どもたちに向けた実践教育等は、この期間されたのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、火災予防運動、この全国の予防運動の際に、火災避難等

の指導、さらには避難訓練をしたかどうかということですが、私ども、市内の各学校では、この避難訓練も含めまして年間計画の中で位置づけておりますので、必ずしもこの全国の運動期間中に行うものとは考えておりませんし、それぞれのときに合った、例えば学校のそうした行事が行いやすいときに、さらには、今、私どもが進めております土曜授業の中で、できるその期日にやっておるものと。ですから、絶対にやってないんじゃないくて、その期間中にやっているという限られたものではないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） とはいいまして、この1週間は、全国で火災予防運動期間と定めておるわけですよ。ここで、市民の皆さん、火災に対しての意識の向上を図りましょうというわけで、それは、私はいろんな学校の考え方もありますし、校長先生の考え方もあると思います。しっかりそういう期間には、何らかの形で子どもたちに訴えていく、また教育していくということは大切だと思いますので、今後、考えていただきたいというふうに要望しておきます。

最近、消火器のお話もありましたけど、中身が水で、訓練用の消火器もございます。山口県内では、光市の小学校、東荷小だったと思いますが、火災の恐ろしさを知ってもらおうと無害の煙が充満する空間を体感したり、消火器の使い方も体感させたと、新聞に記載されておりました。

私は、日ごろからの体感訓練、これは大変重要と思いますが、今後教育の中で、しっかりそういうことも取り入れていただきたい。一つの小学校ではなくて、防府市の小学校の中で、そういう教育委員会が提案する一つの防災教育ということで提案していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘の煙の充満した空間で避難する訓練、そうしたものにつきましては、実際に子どもたちがそういう災害から身を守るということについて、とても大事なことと思っております。今後、関係諸機関、特に消防署との連携等しまして、できるだけ多くの学校でそうした活動、煙災害から身を守るだけでなく、そうした具体的な事象から子どもたちが身を守るということに関しまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

済みません、先ほどの御質問で言い忘れておりましたが、全国的なそうした予防週間等につきましては、学校では何らかの指導をきちっとしておりますので、それは申し添えておきます。申しわけございませんでした。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） わかりました。

次に、災害での事故防止で、少し時期が違いますが、災害はいつ来るかわかりませんので、ちょっと私自身が気になっていたことなので質問させていただきます。以前といいますが、私の娘や息子が小学校に通っていた時期でございますが、20年前の話でございますが、学校のプールの最終日に服を着たままプールに入り、着衣水泳というんですか、水の抵抗も含めて体感させるというような営みも小学校ではやっていたように思います。例えば、ランドセルが浮き輪がわりになることや、ペットボトルでも代用できるみたいなことが。現在、このような取り組みを市内でやっておられるというようなことは、私は聞いてないんですが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 着衣での水泳授業を実施しているかどうかという御質問ですが、本年度、小学校では5校、中学校では3校が実施しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。そうなんですね。少しはやっておられるところがあるということで、ぜひ、これも、そうはいつでも水害で亡くなる大切な命もありますんで、ぜひ子どもたちには、こういうことも今後の中、取り入れていただきたいというふうに思っております。

あと、当然、子どもたちは通学するわけですが、自分の家を中心にした防災マップ、これをしっかりつくつとる他市もございます。危険箇所の把握や、通学する中で危険箇所というのは何回かお取り組みをされていますが、災害に対する危険箇所、要は避難場所、安否確認も大変重要なことと思いますが、このような子どもたちへの教育のお取り組み、これを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 災害に対する安全マップ等の御質問だったかと思います。各学校、特に小学校を中心に安全マップ、これには交通安全、さらには生活安全、不審者情報等を入れ込んで、自然災害におきましても気をつけるところということで安全マップの中に入れておりますが、最近のいわゆる土砂災害、あるいはいろんな各部署から出されておりますそうした危険箇所等の情報に対しての安全マップというのは、まだ学校ではできてはいないと思いますが、ただ、そうしたところでの対応については、危機管理マニュアルを各学校つくっておりますので、そうしたときへの対応は各学校ともの確に子どもたち

に指示、さらには指導、さらには具体的な行動ができるものと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） そういうことも教育委員会としてはやっぱり把握していただきたい、これは申し述べておきます。やはり、市内の子どもたちを守るという意味では、しっかりそういうことも把握していただきたいと思いますというふうに思いますので、お願いいたします。

また、学校ではAEDの教育や災害時の伝言ダイヤル、こういうことも大変重要になってくると思います。この辺の教育、こういうことは中学校では実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、AEDの使用、さらには災害時の伝言ダイヤル等、各学校で、あるいは子どもたちという御意見かと思えます。AEDの使用は先ほど答弁でも申し上げましたが、各学校で行っております。非常時の伝言ダイヤル等につきましては、出前授業等で、それぞれ各学校で子どもたちへの指導はなされておりますが、全ての学校かどうかということにつきましては、今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） 時間も少なくなってきたので、飛び飛びで大変申しわけないんですが、例えばAEDは、教育行政点検・評価報告書、25年度、出ましたよね。この中に、学校の先生は多分やられとると思うんですが、子どもたちのことが書いてなかったように思ったんで、どうなのかなというふうに思いましたので質問させていただきました。AEDの教育や災害時の伝言ダイヤル、例えば117、NTTの災害用の伝言ダイヤルや、どういうふうに——今はこういうことは大変重要なことなんで、今後も教育の中で取り入れていただきたいというふうに思います。

もう、中学校になりますと、地元と連携した活動も大変重要となると思います。中学校の子どもたちは近くの、近所のおじいちゃん、おばあちゃん、この自主防災組織と連携した取り組みも大変重要になってくるというふうに思いますので、この辺もしっかり教育委員会として訴えていただきたいと思いますというふうに思います。

まして、今、全国でもいいます、災害時にはボランティアの方が活動されていますけど、どここの野球部の子が地域の災害の復興のお手伝いに行かれたという話もよく聞きますけど、当然、防府市内でもあり得ないことはないわけで、実際にもやっておられます。

そこで、一つ、ちょっと提案させていただきますが、中には、悲しいことですが火事場泥棒的なニュースも出てくるわけです。ボランティアの活動の趣旨もしっかりと子どもたちには教育していただきたいと思いますが、子どもたちだけ限定するものではございませんが、要は社会福祉協議会が中心ならそれでもいいんですが、防府市の方がボランティアをする場合、ちゃんとわかるように、例えば防府市ボランティアのマークの入った目立つ帽子をつくっていただくと、これは防府市の方がボランティアしていますよというようなことができないか、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今の御質問にお答えいたします。

平成21年の災害時におきましても、社会福祉協議会のほうに多くのボランティアの方が入っていらっしゃいまして、そのときは緊急で手づくりの腕章とか、そういったものをつけて活動をされているところでございます。いつ起こるかわからない災害でございますので、どういった量を、どういったものをそろえておくかというのはなかなか難しいところでございますけど、当然、その被害に遭った地域で治安とか、実際に活動する人間とか、そういった区分けをするということは大変必要であると思います。21年の災害のときにも、十分そういった話も聞いております。市のほうとも協議をいたしまして、こういったものにつきましては、用意できるものにつきましては、準備を怠りなくやっていきたいというふうに考えております。

児童・生徒ということになりますとなかなか難しいところはございますが、高校生でいろいろボランティアに入られたというのは聞いております。中学生ぐらいで入られる場合もございますので、そのあたりの学校での教育ということについても、十分取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○11番（山田 耕治君） ありがとうございます。もう時間が来ましたので、前向きな取り組みに期待して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、山田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、山下議員。

〔20番 山下 和明君 登壇〕

○20番（山下 和明君） 「公明党」の山下です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。通告の順によりまして質問させていただきたいと思ひます。

最初に、地方創生「まち・ひと・しごと創生」への取り組みについてであります。

ことし5月、民間の有識者でつくる日本創成会議の「人口減少問題検討分科会」が、2040年時点で896もの自治体で若年女性——20歳から39歳——が半減し、523自治体が消滅の可能性が高いとの独自の推計を発表したことから、全国に衝撃が走りました。

また、急激に進む少子高齢社会が地域にどのような影響を与えるかが具体的なイメージとして提示されたところで、日本の人口構造の将来見通しは、現状の対策を進めた場合でも、34年後の2048年に人口が1億人を下回り、2060年には高齢化率が40%に達するとしております。加えて、地方から東京圏へ若年層の人口流出がとまらず、若年層の流出で地方の高齢化がより一層加速するため、地域の活力確保は喫緊の課題にあります。

地方の危機感は強く、全国知事会は、本年7月に少子化非常事態宣言を出し、近い将来、地方の多くが消滅しかねず、その流れは確実に地方から都市部へと波及し、やがて国全体の活力を著しく低下させてしまうと訴えています。

そこで政府は、地方創生をスローガンに、急激に進む人口減少に歯どめをかけるため、9月に安倍総理みずから本部長とする、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、対策に本腰を入れ始めました。御承知のことですが、安倍内閣は先の臨時国会の冒頭に、この国会を地方創生国会と位置づけ、地方創生関連法案、まち・ひと・しごと創生法案と地域再生法改正案の重要法案が11月21日に成立したところで、その後、衆議院が解散されたところでもあります。

まち・ひと・しごと創生法のポイントは、人口減少に歯どめをかけ、東京への過度な人口集中を是正するため、司令塔になる、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方向けの施策を総合的に、計画的に実施すること、結婚や子育てに希望を持つことができる社会づくり、そして地域の特性を生かした企業の支援などで就業の機会を創出すること、創生本部は、2015年度から5年間で実施する人口減少対策や、2020年時点の達成目標を定めた総合戦略を作成することが明記されています。

また、地方創生を充実するために交付金を、5年間で1兆円を超える予算措置も検討されており、それらがばらまきにならないよう一定の制約を設ける方針であります。

そこでお尋ねいたしますが、地方創生本部は、長期ビジョンとともに5年間の方針を示す総合戦略を策定することとしており、それを受けて自治体も来年度中に地方総合戦略版を準備していくこととなります。それらの地方総合戦略版策定において地方の自主性を尊重するとしておりますが、本市では、今日まで地域活性化に向けた取り組みは幅広く実施しており、雇用対策、企業誘致、子育て支援等にも重点を置き、定住促進につながる施策や制度の継続強化等々の知恵を絞り、充実を図りながら成果を上げた事業もあります。

しかし、人口減少をすることは、経済の低下に符合していることは御承知のことであり、本市の将来推定人口からすると、人口減少は避けて通れない課題であります。

そこで、地方創生法が成立したことを時流のチャンスと捉え、国の動向に準じて人口減少に歯どめをかけるために、行政と学識者で構成し、松浦市長を本部長とした地方創生本部を立ち上げ、定住施策や女性の活躍推進も含めた積極的に取り組む新たな将来総合戦略をステージに上げるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

あわせて、政府は年内にも総合戦略を策定し、予算措置の規模について検討に入ったと伺っていますが、受け皿となる本市の総合戦略策定のスケジュールについてお伺いいたします。

2点目に、総合戦略の策定において、観光戦略の広域強化を提案したいと思います。

大河ドラマ「花燃ゆ」も平成27年からスタートしますが、訪日外国人旅行者が昨年は初の1,000万人を突破してきました。今後、訪日外国人旅行者は増加していく傾向と言われています。特に、中国や東南アジア諸国の旅行者が増加しており、円安が追い風となって、商品購入も含め、経済効果はプラス傾向に転じています。

そこでお尋ねいたしますが、地域生活でも、隣近所は大事な友人としておつき合いをしております。周南市、山口市は、防府市にとっては大事なお隣様であります。そうした考えのもとで、総合戦略策定の中に、観光を地方経済の活性化につなげるために、連携した観光施策を3市合同、共有の総合戦略として、3市協議を投げかけてはと考えます。御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の地方版総合戦略策定についてのお尋ねでございますが、本市では、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するため、平成23年3月にまちづくりの新たな指針となる「第四次防府市総合計画」を策定し、各分野における施策を着実に推進しているところでございます。

この「第四次防府市総合計画」では、時代の潮流であります人口減少、少子高齢化の進行を看過できない重要な課題であると認識し、平成32年の人口予測も行っておりますが、現在進めております総合計画の見直しの中で、その人口予測についての検証もしているところでございます。

私は、就任以来、行財政改革を強力に推し進め、財政の健全化を図りつつ、安心して暮らせる防府市を目指してさまざまな施策に取り組んでまいりました。そのような中、総合

計画の人口予測では、平成27年における本市の人口を11万6,400人と見込んでおりましたのに対しまして、この9月、平成26年9月末現在では11万8,391人となっております。人口予測は難しいことではございますが、現時点では予測より約2,000人上回っている状況でございます。

また、私は、少子高齢化が進行する中、今後のまちの将来を考えた時に、地域振興策や活性化策は重要なことではございますが、まちの将来のためには地に足の着いた地域づくりも必要であり、その根幹をなすものが教育であって、その教育を再生することが大切であると常々感じていたところでございます。

このような中、本年10月6日から内閣府の教育再生実行会議の第2分科会、ちょっと長いんですが、「生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方について」と、こういう第2分科会の委員を拝命しまして、討議に参画もいたしております。10月21日には、地方創生のための教育の取り組みとして、人口減少と少子高齢化の著しい富海地域をモデルにした「富海小中学校の一貫教育」と「三世帯同居の市有住宅」の取り組みについて提案をさせていただき、本市が進めておりますコミュニティ・スクールをさらに発展させて、スクール・コミュニティの必要性を訴えてもいるところでございます。

いずれにいたしましても、国や県において人口減少が進行する中、地方の基礎自治体が生き残っていくためには人口減少対策は重要な課題でありまして、国において本腰を入れて地方を創生する取り組みを進められるこの期を逃さず、本市の特性に即した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地方創生本部の立ち上げについてでございますが、国におかれましては地方創生関連法を成立させ、この「まち・ひと・しごと創生法」の中で、地方自治体において地方版総合戦略を策定することを努力目標とされたところでございます。この地方版総合戦略の策定につきましては、年内に国において策定される長期ビジョンと総合戦略を勘案し、地方においても平成27年度中の策定に向けて努力するよう明示されたものでありまして、本市といたしましても組織を立ち上げ、私を先頭にスピード感を持って策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方版総合戦略の策定に向けてのスケジュールでございますが、国の長期ビジョンや総合戦略がまだ示されておりませんので、現段階ではそのスケジュールについて詳細をお示しすることはできませんが、防府市が現在進めております「第四次防府市総合計画」の中間年度の見直し作業、今まさにその中間年度が迫ってきておるわけではございますが、その見直し作業におきまして、重点プロジェクトを基本計画の中に明確化してまいり

ますので、この重点プロジェクトを地方版総合戦略に反映していくことが必要であり、そのようにできたらと考えているところでもございます。

今後も、国の動向を注視しつつ、地方版総合戦略の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の周南市・山口市・防府市の3市共同共有の観光総合戦略への協議の投げかけについての御提言でございましたが、議員御指摘のとおり、国内の観光客のみならず、訪日外国人をターゲットにした観光戦略により地域を活性化していくことは、人口減少が著しい地方においては大変重要な着眼点であると考えております。

そのためには、本市の資源だけではなく、広域的な視点からの魅力ある観光地づくりに努力していかなければ、激化する誘客争いには太刀打ちできない状況であると認識しております。

現在、周南市とは観光協定を締結して諸施策を進めておりますし、山口市につきましても、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放送や、県を挙げて取り組む「明治維新150年」に向けて、担当課のレベルでは既に協議を行ってきているところでございます。

今後も、周辺市との連携を含めた観光振興に努め、地方版総合戦略の策定におきましても、広域的な観点からの観光施策が打ち出していけるようしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○20番（山下 和明君） 今、市長の答弁を聞きながら、地方創生に向けて市長みずから先頭に立って、この地方創生本部の立ち上げ等とともにしっかりやっていくというような、そういう思いが伝わってはきたわけであります。

先ほどの答弁をお聞きしながら、「第四次防府市総合計画」等々の中期の見直しの中に、この重点プロジェクトとして、将来の地方創生に向けた防府市の総合戦略版に当てていくというか、そのような考えと受けとめさせていただいております。

市長も就任以来、先ほど申されたように行政改革をずっと進めてこられたわけであります。そうした中にも、かなりの成果も上がったことは事実だと受けとめておるわけであります。

きょう初めて、こういった質問の中に、防府市のまちの将来と申されましたけども、教育の再生というような取り組みをしていくというか、今後、これを柱にしていけるのかなど、一つの柱ではなく、いろいろな柱はあるんでしょうけれども、その中の一つの柱に教育の改革というものを、再生というものを据えていくというような、聞いって、感が

したわけでありまして。何本の柱を立てられるか、その柱を支えるための添え柱になるのか、その辺が今後具体化されることを期待しておるわけでありまして。

そこで、再度、市長に所見を伺いたいと思います。

先ほどの第1質問に沿っての質問になりますけれども、「まち・ひと・しごと創生法」は成立したばかりで、これから具体的な仕組み、そして予算措置については衆議院選挙後のこととなりますけれども、本市においても直面する人口減少は避けて通ることのできない大きな課題であることは言うまでもないわけでありまして。

現在、防府市の人口は、先ほど申されましたけれども11万5,000人、他市では人口が減りつつあるという、県内の他市の多いところはそういう状況なんです、人口は今11万5,000人、25年先の2040年には防府市の総人口は10万人を切って9万7,000人程度まで減少することが、国立社会保障・人口問題研究所の推計です。山口県においても145万人が、2040年には107万人まで減少するとしております。近隣都市においても同様の減少が生じ、課題を抱えていますので、このことを視野に入れて、近隣の都市と連携した取り組みをされないと、人口減少への歯どめや定住施策を防府市だけで進めるのでは、こうした大きな課題を食いとめることは難しいと、こう思っておるところです。

先ほど申しましたけれど、大都市では訪日外国人旅行者が増え、その購買力は経済にプラスとなっていることが報道されていますので、そうした視点に目を向けて受け入れを研究することが必要かと思っております。

そこで、まずは観光施策であれば3市で知恵を絞り、取り組みがしやすいのではないかと考え、観光戦略の広域化を提案した次第であります。

今までも、時の政権が地方活性化策を打ち出し、地方も国からの交付金を活用して取り組んできたところではありますが、しかし、市民生活はだんだん体感的に厳しくなっておるようであります。前段申しましたように、地方の少子高齢化と人口減少は経済への影響は大きいことから、これからの数年、5年間の経済対策は最重要として、本腰を入れての取り組みが問われていると思います。ですから、市長を本部長とする地方創生本部を立ち上げ、行政関係者と、防府市をよく知る学識者で構成した司令塔的な役割を持つチームを設置して、中長期的な観点から議論を行ってはと思っております。

一言で言えば、本気で地方が元気になることが問われております。確かな成果が出るためにも、大胆な考えのもとで、防府市が新たな成長戦略として地方総合戦略版を打ち出せますよう期待しておるわけでありまして。最後、市長、もう一度、先ほどの答弁より踏み込んだ御発言がいただけたらと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、我が防府市にありましてはシンクタンク的な組織を立ち上げて、先頭に立って踏ん張ってまいります。そして、その勢いを持って、近隣の他都市と申しまして2都市、周南市、山口市さんのほうに積極的にアプローチをして、いわば周防地区の観光というような形を銘打っていくような戦略を立てていきたいと思っておりますし、このようなことは、実は11月の28日に村岡知事に来年度要望でお目にかかりましたが、その折にも県同士の、県間の観光連携というものも言及をいたしておりますし、県知事も全く同感の意を示しておられましたので、山口県の中にあつて、それを幾つかのブロックでしっかりと支えていく、そういうもののリーダーシップもあわせ見直していただこうと、かように考えているところでございます。お力添えのほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○20番（山下 和明君） 先ほど、まちの将来のために、教育の再生というお話も答弁の中にありましたけれど、しかし、今、高校を卒業して大学、東京なり大都市へ進学されるわけでありまして。そうすると、そうした将来を担う人望、また知恵のある方々がなかなか地方に戻ってきていないというのが、実際は現実ではないかなと思います。

そうした意味で、防府市からの、そうした将来を担う方が、防府市でやはり夢を持って働ける、そういう雇用施策、定住施策、さまざま幅広くはなるかと思っておりますけれども、やはり教育という、再生と言われるからには、その次のところまで見据えたところでお願いもしたいというふうに、東京一極集中になることは非常に地方にとっては、先ほど申しましたようにいいものばかりじゃありませんもので、マイナスになるものも多く含んでおろうかと思っております。そうした意味で、地方分権と言われてかなりの年数もたっておりますけれども、そうしたことも進めていかなければいけない時代に入ってきているんじゃないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日本たばこ産業（J T）工場の跡地の開発についてであります。

歴史あるJ T防府工場は、2012年3月に閉鎖され、14万平米の利用が防府市にとっても市民にとっても大きな関心事でありましたが、本年9月に入って、J Tの工場跡地を大和ハウス工業株式会社が購入し、造成を行うことが発表されました。それに伴い、大和ハウス工業と防府市による企業誘致で協力していく新たな工業団地造成に関する協力協定書調印式が9月25日に整ったところであります。

また、旧カネボウ防府工場跡地の遊休地4万平米に、中国電力とエア・ウォーターが共

同で木質系バイオマスと石炭を燃料とする発電力10万キロワットの発電所を2016年度に着工し、2018年度の運転開始を目指す建設計画が発表されたところです。

本市にとっても、大手の企業進出は新たな雇用が期待できることに加え、経済の活性化にも好機、機運の兆しがあると感じております。

そこでお尋ねいたしますが、大和ハウス工業株式会社と企業誘致で協力していく協定書を交わしましたが、その後、防府市として企業誘致に関してどういった情報発信をし、どのようなお手伝いをしたのかお伺いいたします。

また、JT防府工場跡地14万平米の開発は、大和ハウス工業が企業団地として造成し分譲する計画としていますが、ネットで調べたところ、来年の1月ごろには造成工事に入り、販売も開始され、8月ごろには造成工事が完了する予定としております。大和ハウス工業との連携した情報の共有はされておられると思いますが、工業団地「防府テクノタウン」の造成工事と分譲予定は発表された事業スケジュールのとおりに進むのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

平成26年9月25日に、御承知のとおり、本市と大和ハウス工業が「新たな工業団地造成に関する協力協定」を締結しまして、官民協働して工業団地の早期完売に向けて努力することが確認されたことは大変喜ばしいことであると、かように認識をいたしております。大和ハウス工業は、この新たに造成する工業団地の名称を「防府テクノタウン」とされまして、平成27年8月の造成完了を目指すとして報道発表されたところでございます。

大和ハウス工業によりますと、開発許可の取得後、速やかに造成工事に着手し、あわせて工業団地の販売も本格的に開始するというところでございます。本市は、住宅建設並びに不動産開発分野において、全国屈指の情報収集能力と営業力を持つ大和ハウス工業に大変大きな期待をいたしてございまして、この能力が遺憾なく発揮されることで、新たな企業の誘致が、これまでにない速さで進むものと考えております。

本市としての情報発信についてのお尋ねでございましたが、今回の協力協定では、本市と大和ハウス工業が協力して「防府テクノタウン」の情報を積極的に発信するとしておりますので、本市は大和ハウス工業の発信力のみには頼るのではなく、産業振興部を中心に、山口県をはじめ関係の各所と連携して、全国各地の優良企業へ「防府テクノタウン」の情報をお届けすることといたしてまいります。

「防府テクノタウン」の報道発表以降に、本市が実施した情報発信の例を申し上げます

と、まず、10月14日に、医療及びエネルギー関連企業716社へ用地情報の案内を郵送いたしております。11月4日には、即日配達用物流倉庫を大和ハウス工業と共同で建設する大手アパレル企業を訪問し、担当の執行役員に「防府テクノタウン」の情報を直接お届けしてまいりました。このほか、本市内外の金融機関へ直接足を運んで、融資先などへ「防府テクノタウン」の情報の提供をお願いするなどの活動もいたしているところでございます。

また、少し先の予定となりますが、大和ハウス工業と協力して「防府テクノタウン」専用パンフレットを作成することになっておりますので、これを山口県に進出を検討している企業や災害の少ない土地を探している企業へ送付してまいりたいと存じます。

次に、大和ハウス工業の造成、分譲計画についてでございますが、現在、大和ハウス工業により開発許可の進められておりました、各種書類の提出や地元自治会などへの説明会が粛々と行われているところでございます。来年の1月15日には起工式をとり行い、来年8月に造成が完了する計画になっております。現時点では立地する企業が決まっておりますが、14万平方メートルの用地を仮に10区画に分けて図面を作成しておりますが、区画については、企業の状況を見ながら柔軟に対応するとのことでございます。

また、開発区域外になりますが、開発地に隣接した未整備の市道がございますので、こちらを負担金方式により、大和ハウス工業が工業団地と一体で整備することといたしております。

平成27年早々に造成工事が始まり、大和ハウス工業の誘致活動も本格化してまいりますので、来年度は徐々に工業団地を埋める企業が見えてくるのではないかと考えております。大和ハウス工業も、造成完了後2年以内の工業団地完売を目指すと明言されておられます。本市も市の活性化に大きく寄与すると思われる優良企業に対しまして、関係各所と連携し、積極的に接触を試みる次第でございます。

新たな企業の進出は、本市にとって極めて重要な事項でございます。今後、新たな動きがございましたら、議会をはじめ、関係各所へきめ細かく報告もさせていただきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○20番（山下 和明君） 協定書を交わした以降、先ほど、市のほうからも情報発信のお手伝いとして医療関係、そういった業種へ向けて716社にアタックをかけていったというようなことも、今後は大和ハウスと共同で、誘致に向けたパンフレットも作成をして、積極的に情報発信をさらに強めていくということでありました。大和ハウス工業株式会社

においても、造成後2年以内には分譲を完売したいという意気込みで取り組まれておられるということで喜ばしいことだと思っております。

そこで、2点ばかりお伺いしたいと思います。

来年の1月以降には、先ほど、スケジュールどおり事が進んでいくようではありますが、来年の1月以降には販売も予定をされることになっております。そのころには企業の進出において内定をしているというか、そうした状況については順次公開をしていくということはあり得るのか、その辺について、議会の我々のみならず一般市民においても大変な関心事でもあろうかと思っておりますので、そうした内定についての開示の時期というものはどのように考えておられるか、検討されて、そのころかなというふうにあろうかと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、開発許可が多分年内ぐらいにおきるであろうという想定をいたしております。したがって、1月15日に、先ほど申し上げたようなことになっていくわけでございますが、その後、造成工事に入られます。この造成工事に入ると同時に、既に大和ハウス工業さんがアタックされておられる社にも一斉にセールスに入っていくわけでありまして、そういう状況の中から1つ決まり、2つ決まりしていくわけでございますので、ここら辺、企業のトップシークレットにも当たることかもわかりません。

したがって、関連の事業所等々と綿密な連絡の中での的確な情報を的確な時期に開示をさせていただきたい、このように基本的に考えているところでございます。言葉足らずのところがあったら、産業振興部、どうぞ。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○20番（山下 和明君） この点について深くお聞きしたところで、今の段階で回答がなかなかいただけるものではなかろうかとは思いますが、そうしたスケジュールのもとで早く、こういった企業進出の内定がいい方向にいけばなと思っております。来年の8月には造成工事が完了するスケジュールとなっております。その後は建屋が建設されて、次々、工場なりが製造、出荷等本格的に稼動していくことは、本市にとっても市民にとっても大変喜ばしい事柄であります。

しかし、先ほど大和ハウス工業株式会社は2年以内に完売をしたいという意気込みで取り組んでいくというようなお話が、先ほど市長のほうからありました。しかし、逆に分譲がうまくいかず、企業進出がおくれることになれば、先ほど質問いたしました地方創生の柱となる雇用とか定住施策にも関連してこようかと思っております。企業誘致で協力していく協

定書を防府市は交わしておりますので、企業進出がスムーズに、早い時期に整いますよう、本市として誠意を持った取り組みが正念場ではないかなと、こう私は思っておるわけであり、その件については強くお願いをしておきたいと思っております。

一方では、この J T 防府工場跡地及び旧カネボウ工場の跡地に企業が進出することによって、市民から懸念する意見がありました。御承知のことではありまじょうが、県道環状 1 号線です。J T 跡地開発予定地から北に上る三田尻港入口交差点と、近くにある三田尻大橋交差点が、現在でも朝夕、大変な渋滞が生じています。また、この三田尻大橋交差点は見通しが悪くて、事故を誘発する形状になっております。さらなる車両の増加に対応できる交差点改良を、山口県に対し早期の改良を求めていくべきではないかと思っておりますが、この件についてどういった対応をとっていくのか、もう手を打っておられるのであれば、この件について報告を伺いたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、11月の28日に村岡知事と、午後1時から30分近く懇談をいたし、要望もいたしました。

その中に、書類の中にも書いてございますし、私も口頭で述べましたが、今まさに、あの三田尻大橋の周辺と、それから国道2号にタッチする、今、旧国道まではタッチしておりますが、その先のタッチがないと、まさに喉首が2つあって鶴首のようになってしまっておるという現状は、知事にしっかりと説明もいたしているところでございます。御懸念を私どもも強く受けとめておりますので、これからはしっかりとこういう面での県のフォローを要請していかねばならないと、かように感じておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○20番（山下 和明君） 2年後、先々には次々工場なりが製造し、出荷が始まると。市民にとっては大変喜ばしいんですけども、多くの、あの県道環状線は利用されておられるわけであり、それによって交通渋滞ということで、朝夕、大変なそういう支障が生じないように、このことについてはそうした企業進出とともに、その辺のウイークポイントと申しまじょうか、こういった問題も早急に改善できますよう要望して、私の質問を終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、20番、山下議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、おそろいようですので、休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、24番、今津議員。

〔24番 今津 誠一君 登壇〕

○24番（今津 誠一君） 会派「和の会」の今津誠一でございます。今回は5点にわたり質問させていただきますが、質問項目が大変多うございますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

それでは最初に、野犬ゼロ対策についてでございます。

本年9月議会において、市のこれまでの野犬対策は、餌を与えない、捕獲して殺処分することを基本としているが、これだけでは永久に解決しない。なぜなら、野犬を捕獲、殺処分をしても、また新たに家庭から遺棄されたり、あるいは野犬自体の繁殖によって新たな野犬が生まれて、永久に野犬捕獲ゲームが展開されるだけである。そこで、野犬ゼロ対策の一つとして、市独自の里親制度の創設を提案しました。

しかし、生活安全課の回答は、「市の方針としては、これまでと同様に餌を与えない、捕獲、殺処分を基本としていく。里親制度は県の愛護センターが行っているので、それを活用されるよう市民に広報したい」というもので、野犬対策を市自体の課題として正面から受けとめ、市独自の解決策を見出していくという姿勢が全く感じられないものでした。

先日、県の担当者と会って、県の方針等についていろいろと伺いました。担当者から、「県も捕獲、殺処分を基本に考えているが、市が独自で、里親制度も含め何らかの対策を講じることは何ら問題ないと考えている。既に、市独自で里親制度を採用している市はあります。どうぞ積極的に対策を講じられて結構です」ということでした。また、そのことに関して、市のほうへこちらから話しておきますとも言われました。恐らく、連絡が来ていると思います。

これまでの市の野犬対策だけでは野犬問題は決して解決しないということ、そして、今後、防府市独自に里親制度等の有効な野犬対策を講じる必要があるということ、を、まずしっかりと認識することが大事だと思います。まず、このことについて御答弁をいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 市独自の里親制度を設け、市民との協働で野犬ゼロを実現するとの御提案についてお答えさせていただきます。

野犬対策につきましては、県内各市町とも大変苦慮いたしておるところでございます、

本市におきましても、市の中央部に位置する桑山公園をはじめとして、市内各地域におきまして出沒情報が寄せられるなど、市民の皆様には御心配をおかけしているところでございます。

このような中、議員御案内のとおり、本市におきましては、野犬の捕獲を所管される山口健康福祉センターと緊密に連携しながら、野犬の捕獲を基本として、その対策を図っているところでございます。

また、野犬の増殖防止を図るため、市内各地域で自治会連合会等の会議が開催される際には、無責任な餌やりを控えていただきますよう、山口健康福祉センターとともにお願いしているところでございます。

一方で、山口県動物愛護センターで実施されております里親制度につきましても、さらに効果を高めるため、前回の9月議会一般質問終了後、早速、動物愛護センターと協議を行いまして、本市のホームページに、この制度を掲載し一層の周知に努めるなど、今後も緊密に連携をしていくことといたしておるところでございます。

加えて、本市独自の施策といたしましては、飼い犬に対する不妊・去勢にかかる費用の補助制度の導入を、現在検討いたしておるところでございます。このことは、飼い犬の増殖により適正な飼養管理ができなくなり、飼い犬を劣悪な環境下に置くことや、場合によりましては飼い犬の遺棄や虐待等といった違法な事態が発生することを防ぐための有効な手段になるものと期待しているところでございます。このような、動物の所有者が行う繁殖制限措置は、動物愛護管理法に努力義務として規定されておりました。動物愛護の面からも不幸な命を増やさないよう、しっかりと啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

さて、議員御提案の市独自の里親制度についてでございますが、県内におきましては「ワンワン銀行」と銘打ちまして、周南市と岩国市において既に実施されておりますことから、こういった事例を参考にさせていただきます。野犬対策における効果等を調査・研究してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、改正動物愛護管理法に新たに追加された飼い主に対する「終生飼養の努力義務」に基づき、飼い主が途中で飼い犬を遺棄することがないように、市広報に啓発記事を掲載するとともに、狂犬病予防法に基づく予防注射に合わせて、直接飼い主にチラシを配布し呼びかけるなど、総合的に野犬対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 昨日、生活安全課と打ち合わせをした際には、かなり保守的なといえますか、余り前進のないような回答でございましたが、今聞きますと、きのうお聞きしたこととかなり違って、避妊・去勢の費用を負担したいと、こういうことをおっしゃっていただきました。大変な前進でございまして、厚く感謝申し上げます。私の用意した作文も、相当これは変更しなきゃならないわけで、その辺はちょっと割愛しますけども。

それで、この制度に基づいて里親探しをする際に、市民の協力が不可欠になるわけです。実は防府市内に、ある動物愛護会がありまして、ここでは実際にこのような活動をしてこられまして、ことしは既に100頭以上の野犬を保護し、そして里親のもとに届けるという非常に精力的な活動をしておられます。今、これまでの活動の成果があらわれて、里親になってくださる方がだんだん増えているそうです。今の現状だけを見ると、需要に供給が追いつかないというようなことで、これは今だけかもしれないけれども、今後もそういうふうになり親になってくださる方が増えてくるのではないかとというふうに申されておられました。このような団体が防府市に存在するという事は、防府市の野犬ゼロ対策を進めていく上で非常に幸運なことだと私は思っております。

そこで、市の役割と愛護会の役割分担というものがあると思いますが、これをしっかり決めて、市と愛護会との協働で、ぜひ野犬ゼロに向けた取り組みをしていただきたいと考えておるわけでありましたが、いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいま議員の御質問ですが、愛護団体の方々と一緒に協働して野犬ゼロを進めていったほうがいいのではないかと御質問でございます。私どもとしましても、そういった団体があることは存じ上げておりますし、活動も積極的に進めていただいておりますということはお聞きしておるところでございます。私どもとしまして、行政といたしましては、先ほど申しましたように、不妊・去勢の助成制度が、現在では野犬ゼロ対策、ひいては野犬ゼロ対策に一番有効な方法ではないかという考えを持っておりまして、その制度設計を、今、一生懸命進めておるところでございます。

そういった団体さんとの連携、協働につきましては、他のまち、周南市、岩国市さんもそういう里親制度を持っておられるわけですが、そういった先進地のこともいろいろお聞きしたりして、研究してまいらせていただければというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 今、先進地というか、山口県内で何市か、この里親制度をやっておりますが、その辺を調査・研究したいということでございました。調査・研究も、前回は里親制度のことは提案しておるわけです。だから、もう3カ月も経過しておるわけ

ですから、その辺の調査・研究というのは、もうしっかりやっというてもらわないといけなかった問題であると思いますが、先ほど、いい御答弁をいただいたので、そのことは申しません。

結局、里親制度というのを、市がこれをつくってもらえればいいわけです。これは、いちいちその活動をやることについては、なかなか市が、職員がやるというのは難しいと思います。ですから、その辺の活動については愛護会のほうで役割を分担してもらおうという形で、市は制度を創設する、実践は愛護会がやる、そして活動には、当然その費用がかかりますから、その費用の一部は行政に負担していただくという形での協働で、これを進めていっていただければいいのではないかなど、そのように思います。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、市長さん、今、教育再生首長会議の会長として、子どもの教育に非常に熱心に取り組んでおられるわけでありますが、昨今、他人の生命を簡単に奪ってしまうというような事件が頻発しております。これは、生命に対する畏敬の念が失われているということが原因であろうと、あるいはそのことが教育されていないことが原因であろうと、このように思うわけですが、この里親制度を設けることによって、防府市は、子どもたちに命を大事にする教育を行っているということを全国に発信することは、非常に重大な意義があるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 予想しておらない御質問で、いささか驚いておるところであります。万物全て命を大切にしていまらねばならないことは、これは申すまでもないことでございます。

学校教育の現場においても、例えば学校においてウサギを飼ったり鳥を飼ったり、私も小さいころにはアヒルも飼っていたりとか、いろんな思い出があるわけですが、十分そういう教育を今の現場でもなさっておられると、かように考えております。そのことと、さてさてその里親制度とがどういうふうな形で結びついていくのか、いずれにしても、全て命を大切にしていこうという、とうといことでございますので、この里親制度も他市でもおやりになっているところもあるようでございますので、先ほど部長が答弁をいたしましたような観点から、この制度を導入していくことが効果があるのかということも含めてしっかり検証もさせていただいて、また、熟度を高めてまいることができればいいかなど、かように考えておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） ぜひ、そういった観点から、この里親制度の設置ということ

を前向きに検討していただきたいということをお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次に、天満宮周辺の緊急交通対策でございますが、本年6月議会におきまして天満宮の下の都市計画道路松崎牟礼線と新橋阿弥陀寺線が、近年、車両の通行量が激増すると同時に、スピードを上げて走行するため危険が増している。地元の皆さんと観光客の安心・安全を確保するために早急な対策が必要である。

よって、その具体策として、第1に、朝夕、時間指定の車両進入規制、2つ目が、交通取り締まり、特にスピードの取り締まり、3つ目が、新たな駐車場の確保、最後に、市と住民と警察の三者による緊急対策会議を開催することを提案いたしました。

これに対し、市長さんより、「交通量が増加し、地元の皆様に迷惑をかけていることは憂慮している。取り締まりについては、警察に要望してまいりたい。キャンペーンなど啓発の強化も検討したい。駐車場については、将来的な駐車場需要を想定し、必要な駐車場も確保してまいりたい。三者の協議会設置に向けて指示をしたい」との積極的な回答をいただきました。

また、車両進入規制について、地元の皆さんには通行許可証を発行することをあわせて提案いたしました。金子土木都市建設部長より「地元の方、警察、行政を交えて協議の場も設けていきたい」と、このような答弁をいただきました。駐車場については、「商店街の駐車場があるが、どこが適地か考えてまいりたい」との回答をいただきました。

そこで、提案した緊急の3つの具体策が、どこまで進捗しているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、天満宮周辺の緊急交通対策の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、天満宮周辺の交通につきましては、歴史を活かしたまちづくりを推進するため、電線類の地中化や道路の修景舗装などを行いました。これによりまして景観形成に寄与した反面、交通量が増加し、地域の皆様に大変御迷惑をおかけしていることは、私どもも承知しており大変憂慮しているところでございます。

本年6月議会で議員より御提案をいただきました緊急交通対策のうちの、まず1点目の朝夕時間指定の車両進入規制につきましては、地元の方へ御相談を申し上げてきたところですが、規制に賛同いただけない方が少なからずいらっしゃるところでございます。規制を行うに当たりましては、警察御当局と協議もいたしましたが、地元関係者の同意が必要であること、また、通行許可証を発行するなど地元の方のみを規制の対象外とすることも

大変難しいとのことをごさいます、現時点で車両進入規制を導入することは難しく、早急には実現できない状況にごさいます。

市といたしましては、今後、市道新橋阿弥陀寺線今市地区の電線地中化による道路整備、及び県道三田尻港徳地線戎町二丁目区間の拡幅工事等により、周辺の道路事情も変化すること等から、規制については引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当面は地元の方々の御意見を伺いながら、通過車両のスピードをダウンさせるその他の方策として、道路幅員の一部を狭める狭窄など、物理的な手法も取り入れるための社会実験を試行することにより、車両のスピードダウンを図りたいと思っております。

次に、2点目の交通取り締まりについてでございますが、警察署と取り締まりについて協議いたしました、御指摘いただいております区間は、幅員が狭いため、安全上の観点からもスピード違反の取り締まりを行うことは難しいということでした。

しかしながら、「ゾーン30」の啓発につきましては御理解をいただき、既に交通安全週間等には警察官による立哨が行われたところであり、通常時においても警察車両による巡回を、以前より回数を増やして行っているところでございます。

また、特に交通量の多い朝の通勤時間帯には、随時、市職員が立哨を行い、「ゾーン30」の啓発に努めているところでございます。

その効果につきましては、正確な検証こそ行ってはおりませんが、地元の方々から一定の評価もいただいているところでございまして、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目の新たな駐車場の確保につきましては、現在、庁内で協議を重ねている状況にごさいます、具体的には天満宮へ徒歩で行けるエリアとすること、「山頭火ふるさと館」の建設及び兄部家の復元による周辺の道路事情を考慮すること、さらには商店街の活性化につながるような場所とすることなど、さまざまな視点から最適な場所を検討しているところでございます。

新たな駐車場につきましては、遅くとも「山頭火ふるさと館」の完成までには整備したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） ただいま答弁をいただきました。その中で、何点か質問をさせてもらいたいと思います。

地元の方へ相談をしたけれども、規制に賛同されない方が少なからずいらっしゃるということでしたけれども、これはどういう理由で賛成されないのかと、その理由について

はどういうものか教えてもらえますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 地元の方と御協議を申し上げた中で出てきた意見を幾つか御紹介しますと、スピードを出すのは対向車がないときだということの御意見がありました。対向車がないときにスピードを出すということは、一方通行にすると、かえってスピードを出す車が増えるのではないかと御懸念が一つございました。

それともう一つは、宮市信金の交差点から駅へ向かうのに都合が悪い。現在、工事中、旧国道へ出にくいということで、それが地区内に入ってくるということに対しては、先ほど回答でも申し上げましたように、戎町迫戸線の工事が終われば、この地区の交通量は減るのではないかと等々の意見がありましたことは御紹介できると思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 理由が、対向車がないときにスピードを出すということが理由にあったようですが、私、実はあそこへ朝、通勤時に行って、どちらの通行量が多いのか、東側から多いのか西側からのが多いのか、あそこで調査したことがあるんです。それは対向車がお互いに走っていて、かなりのスピードで走ってましたよ。だから、対向車がないとき、いるから云々というような話は全く理由にはならない話で。

もう一つ、向こうの西側の南北の道路——何ていうのか、ちょっと忘れちゃったけども——あれは今工事やっていますが、しかし、これが開通すれば交通量が緩和するから云々というような話がありましたけど、これはかなり時間がかかりますよね、完成するには、2年も3年もかかるような、私記憶がありますけれども。ちょっと、そういったようなことが理由にならないのじゃないかなと思いましたが。そういう意見に対して、ちゃんと説得をするのが行政の、僕は責任だと思うんで、その辺のところは、やはり、もう少し熱意を持って対応していく必要があるんじゃないかなと、私はこのように思います。

それから次に、地元の関係者のみを規制の対象外とすることも大変難しいと、これは警察が言っておるわけなんですけども。よその地区においても、地元の方とか、あるいは配達便なんかは、そういった規制を解除されて通行することができるというようなことをやっておりますが、その辺のところも警察にもう少し理解を求めることができるんじゃないかなというふうに思いましたが、これ、どうしてそれができないと言われたのか、教えてもらえますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 6月議会で御提言、御提案いただいて以降、警察

と御協議する中で、ただいま御質問いただきましたが、理由につきましては詳しく確認はしておりませんが、今改めて思い出されることとして、私ども、多々良地区、周防国分寺から東に幅員の余り広くない市道がございます。そこを、かつて一方通行にしようとした時期が実はございまして、そのときにも、今回警察からいただきました御回答と同じような御回答がございました。地域の方々の全員の同意が要るということ、それと先ほど申しましたように、警察のほうでは通行許可証を特定の人に差し上げるというの、答えとしてはなっておりませんかともわかりませんが、これまでも例がないようなことをおっしゃられておりました。それと対比しますと、多分この地区に対しての警察の御指導なり御意見は同じであろうかなというふうに考えます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） それから、地元の方々から一定の評価をいただいているということ発言がございましたけども、どのような評価をいただいているのか御説明ください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問いただいたことを契機といたしまして、警察とも御協議、また地元の方とも御協議をしてきたことは今申し上げましたが、現在も月の初めには市の職員が、いわゆるこの地区の東側、西側にそれぞれ立って、スピード低減のための立哨を行っております。そういったことも、地元の方の目には多分触れておるのかなということもございまして、これからも、例えば一方通行できるのかできないのか、当面はできることから、まず試行的に行いながら、これからも継続して協議等々は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 要するに評価をいただいたというのは、職員がそういうところに出て行って、立って指導しておることに対して住民の人たちは感謝をしていると、こういうことの評価ですよ。

実際に大事なことは、あそこを通行する車両のスピードが緩まるのが目的なんです。その辺は、以前と比べてどのような状況になっておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの質問、ちょっと私の聞き取り間違いがあったら申しわけございませんが、スピードダウンを図りたい、図らねばならないということは重く受けとめております。

今回お答えさせていただいた中に、これまで私どもも物理的な方策と申し上げましたけ

ども、ハンプというようなものを、路面にでこぼこをつけることがどうかなというふうな検討を進めてきておりましたが、今回、地元の方との御協議をさせていただいた結果、そういうものを試験的とはいえども置くよりは、いわゆる狭窄と申しましたけども、道路の両側に、ある程度、すれ違いを許さないようなそういう措置もしてみたらどうかということで、まず方策としては、先ほど申しましたようにできることからと申しましたけども、そういった社会実験的なものを進めてまいりたいと。ちょっと質問の中が聞き取りにくいところがありましたので、お答え、ずれているかと思いますが、そのように考えているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） それから、駐車場ですが、「山頭火ふるさと館」の完成までには整備したいと考えておりますと、全く間延びをした回答ですけども。私がこの質問をしたのは、来年から、特に「花燃ゆ」が始まって観光客が激増するであろうと、すると今でも非常に危険な状況であるのに、観光客がここに来られて、住民もそうですけども、けがをされることを非常に心配しておると、だから緊急の交通対策が必要なんだとこういうことを私は申したわけですけども。この駐車場の確保ということも非常に重大な問題です。それを、「山頭火ふるさと館」の完成までには整備したいと考えておりますと、全く間延びをした、もう拍子抜けをするような回答で。

ふるさと館は2年後か3年後か、何年かはちょっと私も正確には知りませんが、相当時間がかかります。そういうことでは、もう現実に対応できるわけではないので、その辺のところはもう少しきちっとした対応をするべきと思うんですが、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、実はおっしゃるとおりだと思います。したがって、「遅くとも」という言葉が入っているというふうに私は理解したわけでございます。

現在3カ所に絞って、どこかは今申し上げられませんが、鋭意努力に努め始めたところでございますので、もうちょっと時間をいただいたらと、このように思っておりますし、もう1月11日からドラマ館もオープンするわけでありまして、全国いろんなところから思いもよらない方向で自動車が入ってくることがあるんだよということを私盛んに、実は言ってるんです。迫戸川をだっと下ってくる車が出てくるよと、それも他県ナンバーで、あの迫戸川を北へ上がる車と北からおりてくる車が交差したら、もう本当に大パニックが起きるわけで、防府の市民同士がすれ違っても、簡単にはすれ違えられないような道路があのかいはいにはたくさんあるようなことなども具体例を挙げて随分言っておりますので、間延びしないできちっと対応していけるように、さらにハッパをかけてまいりたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） それでは最後になりますけれども、私が提案した朝夕時間指定の車両進入規制、これは住民の反対があつてできない。それから2番目の、交通取り締まり、スピードの取り締まり、これも警察が困難だと、できない。3つ目の駐車場もまだできていないということで、総括をしますと、土木都市建設部は、非常に対応が緩いというふうな印象を受けます。

この緊急交通対策は議会報告会で、私、出席しまして、そこで住民からこの指摘を受けて、そして、それなら議員としてできる限りのことはしようということで、いろいろ私なりに考え、提案もしてきたところでありまして、今言ったような状況であります。で、もう私の責任はこれで終わりですから、あとは行政が責任を持ってしっかりやっってくださいということを申し上げて、この項の質問は終わります。

次に、観光振興策についてでございます。

来年、いよいよNHK大河ドラマ「花燃ゆ」が放送されます。ドラマ館の入場予定者の目標を30万人に掲げていますが、防府市に全国から多くの観光客が訪れることは想像に難しくないところです。

そこで、私の思ひつきですが、「防府知っちゃう？クイズ」を媒体として、防府市の歴史・文化等を観光客によく知ってもらふことを提案したいと思います。冊子のようなもので、防府市の歴史・文化等を紹介するのもいいですが、一般の方々には、それよりも興味を持って気楽に読んでもらえるクイズ形式のほうがいいのではないかと思います。「花燃ゆ」で防府に訪れた観光客に、防府のことをより深く知ってもらい、防府というまちを好きになってもらうことは、「花燃ゆ」以後の防府市の観光振興に重要な意味を持つと思われれます。「防府知っちゃう？クイズ」、あなたもクイズに参加して豪華記念品をゲットしてみませんかと銘打って参加を呼びかけます。正解率の高い方には記念品を差し上げるというのですが、いかかでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、ただいまの「防府知っちゃう？クイズ」を使った観光客へのPRをしてはどうかという質問についてお答えします。

貴重な参考になる御意見をありがとうございました。

本市は、豊かな自然や歴史的・文化的遺産、由緒ある祭りや伝統行事など多岐にわたる観光資源を有しておりまして、その魅力を広く全国に知っていただき、多くの観光客がお越しになられるよう、さまざまな媒体を活用して情報発信に努めているところでございま

す。

さて、議員から御提案のありましたクイズ形式で本市の歴史や文化等を紹介する手法は、本市を訪れる観光客にとっては、本市に関する認知度を向上させる効果がある有効な提案であると思います。

来年1月11日にオープンいたします「ほうふ花燃ゆ大河ドラマ館」には、全国から多数の観光客が来場されますことから、館内で歴史などに関するクイズの紙を配布することも効果的な情報発信の手法であると考えております。

また、正解者には、ルルサス1階に開設をします店舗で記念品を交換するといった「おもてなし」も考えられますので、今後、その運用方法等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） ありがとうございます。おもてなし観光課からは、いつも積極的な回答をいただいております。提案の趣旨をよく理解をしていただいたと思っております。よろしく願いをいたしまして、この項の質問は終わります。

次に、「だれもがワンボラ」運動についてお尋ねします。

「ワンボラ」とは、誰もが背伸びせず気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験しようという意味の運動です。市と社会福祉協議会が、社会福祉の取り組みの一つとして推進しております。大変いい発想だし、いい運動だと思います。そもそも、これは誰の発想で生まれたのか調べましたら、前の議会事務局長であった徳永氏と、現在、情報統計課の吉武氏が、社会福祉課時代に考えたそうであります。

私は、運動の推進の状況はどうか、市民によく知られているのか、今後この運動を盛り上げるために何をしているのかといったことが知りたく思い、関係する部署に尋ねましたが、いずれも、よくわからないということでした。市の職員が考えた「ワンボラ」を他の職員が知らないということは、裏返せば「ワンボラ」について関心と認知度がまだ低いということにほかならないと思ったわけではありますが、そこで改めて、この運動の進捗状況、認知度、普及策等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。「だれもがワンボラ」運動についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、「だれもがワンボラ」運動は、ボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験しようという気運

を醸成するものでございます。市といたしましては、平成23年3月に策定いたしました「防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」の実施目標計画の一つとして、この運動の推進に取り組んでいるところでございます。

初めに、まず、これまでの推進状況についてでございますが、平成23年度には、市と防府市社会福祉協議会が共同で発行しております情報誌「まなぼらさぼーと」に、「だれもがワンボラ」運動についての紹介記事や、ボランティアに関する情報を掲載いたしました。

平成24年度は、「まなぼらさぼーと」の表紙紙面で、毎回、この運動の解説を掲載するとともに、「だれもがワンボラ」運動を身近に広く親しんでいただくために、マスコットキャラクター「つぼみちゃん」を作成いたしました。

平成25年度は、作成したキャラクターの認知度を高めるため、情報誌の表紙に定期的に掲載するとともに、FMわっしょいの番組に出演し、この運動とキャラクターのPRを行いました。

本年度は、情報誌以外でのPR実施のため、次期「防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」策定のための市民3,000人を対象としたアンケート調査の封筒の表に、この運動の解説とキャラクターを掲載するなどし、市民への周知に取り組んでいるところでございます。

次に、市民の認知度と成果についてでございますが、「ワンボラ」は、ボランティア活動への参加だけでなく、例えば日常の挨拶もその行動の一つとされております。このため、この運動の成果を目に見える形であらわすことは大変難しい面がございますが、まだまだ十分ではないというふうには認識しております。

最後に、今後の普及策についてでございますが、「だれもがワンボラ」運動を広く市民に周知し、一人ひとりが気軽にボランティア活動に参加できるようにしていくことは重要であると考えております。

そこで、「まなぼらさぼーと」への掲載を継続するとともに、この運動の紹介チラシを作成し、総合社会福祉大会等の福祉関係の大会で配布したり、あるいは各公民館に配置するなど広報活動を充実させ、広く市民に認知され、「だれもがワンボラ」運動が普及されるよう、今後も市社会福祉協議会と連携して取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 認知度と成果については、まだまだ十分ではないというお答えでございまして。それで、ちょっと執行部の皆さんにお尋ねするんですけど、この「ワ

ンボラ」っていうのを既に御存じであった方、すみませんが、ちょっと手を挙げてみてもらえますか。——はい、ありがとうございます。約半数ちょっとという感じで、全員という感じではないですね。

それで、今後の普及策ですが、「まなぼらさぼーと」に常時紹介をしておるということですが、この「まなぼらさぼーと」というのは、大体、発行部数がどれぐらいあるんでしょうか。それから、どういった方が読まれているんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 「まなぼらさぼーと」というのは、きょう持ってきておりますけども、これは市と市民活動支援センターで出しておるんですが、市としては教育委員会の生涯学習課の相談コーナー、社会福祉協議会と市民活動推進センターにおいて、こういった「まなぼらさぼーと」という題目で情報紙を出しております。その中に、「ワンボラ」のポイントを必ず入れております。

発行部数については、私どもちょっと承知しておらないんで、わかれば、後ほどでも回答いたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） 広く市民に知らせる必要があると思うんです。そのためには、一般の市民にも広く知らせる方法を考えてほしいなというふうに思います。

それから、人がボランティア活動するということは、どんな意味があるのかなと思うんですけども、これは私が思うことをちょっと言わせてもらいますと、無償でこういった社会奉仕をする行為というのは、その人自身が誇りを持つことができると、個人の人格を高めることができるという性格のものではなかろうかと思えます。

それから、そういった活動をすることによって、他人をボランティア活動にいざなうとか、そういう契機をつくるとボランティアの連鎖というものが起きてくることが考えられます。

それから、3つ目には、行政の財政的な負担を軽減することができると、こういったような意味があるんじゃないかなと思っておりますけども、全ての市民が、この「ワンボラ」運動に今後参加するように、ぜひ、市として、この運動を盛り上げるために頑張ってもらいたいということを要望しまして、この質問を終わります。

最後でございます。地方創生についてお尋ねします。

安倍内閣が、さきの国会の最重要法案と位置つけた地方創生関連2法が、先月21日、賛成多数で可決成立しました。2法は、地方再生の理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と「改正地域再生法」です。

地方創生法は、今、日本全体で進行している人口減少に歯どめをかけ、地方の活性化を図る施策の実施を国の責務と定め、政府に総合戦略の作成を義務づけています。注目すべきは、人口減少を重く見て、東京への人口集中の是正と地域での就業機会の創出と少子化対策をセットで考えている点です。

改正地域再生法は、実際の首長が首相に対し、実施してほしい支援策などを提案できる規定などを設けています。

私は、これまで「地方の発展なくして国の発展なし」と言いつつも、ずっと蚊帳の外に置かれてきた地方の再生政策に目が向けられたことは、大いに歓迎すべきことと評価をするものです。今後は、国の地方創生政策に沿って、防府市の特性と現状にマッチした防府市独自の政策を見出していく必要があると思います。

私は、今回の地方創生論は「人」がキーワードだというふうに思っております。人口減少対策も人、少子化対策も人、東京への一極集中是正も人、地域での就業機会の創出も人です。全て人が対象です。私は、このことを考えると、防府市再生政策のキーポイントは「人集め、人づくりと見つけたり」と申し上げたいと思います。人を呼び戻すUターン政策、人を呼び込むIターン政策、人をとどめるゼロターン政策、人を産む出生率向上政策、人を育てる教育政策、全て人が関係しています。

今後、人集め、人づくりのために必要な具体的な政策を考えることこそが、国の地方創生に沿うものであり、防府市の再生につながるものであると確信するものであります。防府市の再生政策を考える際、このことをよく認識しておくべきと思いますが、執行部におかれては、いかがお考えになられるでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、地方創生関連2法は、人口減少という、いわゆる「静かなる危機」を克服するため、どうやって人口の減少を食いとめていくか、また増やしていくかがターゲットとなっており、本市におきましても人口減少の現実を真摯に受けとめつつ、国の方針に従い人口減少を推測した上で、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなどの総合的な人口減少対策を盛り込んだ5年間の計画を策定し、施策を推し進めていくことが大切であると考えております。

議員より、「人が防府市の再生政策のキーポイントである」という御指摘を承りましたが、私もその考えに共感するものがございまして、先ほどの山下議員の一般質問においても御答弁申し上げましたとおり、人づくりの根幹であるところの教育を再生する

ことが大切であると感じております。

私は、この6月に、全国各地の市長から構成され、編成されております教育再生首長会議の会長職に就任し、また、本年10月6日からは、内閣府の教育再生実行会議の委員も拝命しまして、「生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方について」の審議をいたしております。

また、10月21日には、地方創生のための教育の取り組みとして、人口減少と少子高齢化の進行の著しい本市富海地区をモデルとしまして、「富海小中学校の一貫教育」と「三世代同居の市有住宅」の取り組みについて御提案もさせていただいたところでもございます。

この私の提案を具体的に申し上げさせていただきますと、「富海小中学校の一貫教育」により、地域とともに独自の学校運営を実施し、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、グローバルな視野によって社会に参画する心豊かな志のある子どもを育み続けていくことで、地域の循環力を再生させる、つまり、スクールが核となってコミュニティの本来持つべき地域力をよみがえらせる「スクール・コミュニティ」の構想を進めつつ、「三世代同居の市有住宅」による定住促進や子育て支援をあわせて実施していくことで、地域を再生できたらというものでございます。

いずれにしましても、地方創生につきましては、安倍内閣が、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、大胆な政策を中長期的な観点から力強く実行されますので、本市においても、この機会を逃すことなく総合的な政策を立案し、推進してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○24番（今津 誠一君） ただいま市長さんから、政府の総合戦略の作成に合わせて防府市も総合的な政策を立案し、推進していきたいと、それから、市長独自のお考えとして、地域づくりの根幹は教育ということで、教育再生に力を入れたいということも言われました。

この総合戦略につきましては、先ほど山下議員さんからもこのことについて質問をされましたけれども、山下議員さんは地方創生本部を設置してはどうかというような提案もされたわけでありまして、ここに頭脳を集結して防府市再生策を練るべきではないかというような趣旨だったかと思っておりますけれども、創生本部を創設するかどうか、現在ある総合政策課でやっていくかどうか、それは別にしまして、いずれにしても、この国の政策に沿って、そこに人材をある程度集中して、そこで今後の防府市の創生政策というものを考えていた

だきたいなというふうに思います。

国の政策というか戦略というか、これはまだ具体化しておりませんので、ここでいろいろと政策の具体的なものについて言うのは時期尚早であろうと思いますので。実は、どんな政策があるかということ、ここにちょっと用意はしたんですけども、これを読み上げても、既に皆さん新聞等で御存じですから、これは省略いたしまして。

私が特に言いたいことは、地方疲弊の原因というのは、やはり人が不在であったということが、私は最大の原因であろうと思っております。したがって、この人というものをいかに防府市に集めるか、そして防府市で人づくりをしていくかということが、防府市再生の一番のキーポイントであるということをお考えまして、このことを私の意見として申し上げさせていただきます、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。先ほどの4番目の「だれもがワンボラ」の質問の中で、情報紙の発行部数はお答えできませんでした。申しわけございませんでした。今調べますと各回3,000部、年6回、小・中学校を含め、その他の公共施設を含め、約60カ所に配置しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、24番、今津議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、17番、上田議員。

〔17番 上田 和夫君 登壇〕

○17番（上田 和夫君） 会派「自由民主党一心会」の上田和夫でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに火災予防の対策についてお伺いをいたします。

日本は2007年に、総人口に占める65歳以上の高齢者の比率が世界保健機関の分類における21%以上である超高齢社会になり、その後も高齢化が続き、平成23年時点で23.3%に達しています。こうした高齢化を反映して老人ホームやグループホームなど、介護を必要とする高齢者が生活する施設がさまざまな形態で急速に発展をしてきました。その中には多様なサービスがあり、住宅施設を展開するもの、介護サービスを展開するものなど、現在では多くの業態が存在します。

2000年4月の介護保険法の施行以降、高齢者福祉施設の運営に関し、地方自治体や社会福祉法人ではないさまざまな形態の事業者が新規参入してきたことにより、介護保険

3 施設の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設や介護付き有料老人ホーム、認知症対応グループホーム等々の福祉施設、医療施設、高齢者住宅の開設が増えてきているという事実がございます。当然のことながら、施設が増えれば火災の発生も増え、死傷者を出す火災事故もあります。その中で、高齢者等の施設の火災事故の 3 件を振り返ってみたいと思います。

まず、1 件目は昭和 62 年 6 月、東京都東村山市の特別養護老人ホームの火災では、2 階リネン室付近から出火、耐火構造の 3 階建ての 2 階部分、450 平米を消失し、多数の死傷者を出す悲惨な火災となりました。

多数の死傷者を出す原因となったのは、火災当日の夜間体制が女性 2 名で、入所者に対応し切れなかったこと、初期消火、通報に手間取ったことなどが挙げられますが、何より自力避難が困難な災害弱者であったことです。このことから、施設では火を出さないことはもちろん、火を出した場合はこれを完全に消しとめる設備、災害弱者の避難に対する要援護者の確保など、この火災は大きな教訓を与えました。この火災を契機に、規模の小さいものも含め、ほとんどの特別養護老人ホームにスプリンクラーの設置、夜間の夜勤者以外に管理当直者の人員配置などを、国は義務づけをいたしました。

2 件目は、皆さんの記憶に新しいところで、昨年 2 月の長崎市のグループホームで火災が発生しました。リコール対象の加湿器が出火元と見られております。しかし、施設の防火体制の不備や、市が火災前に防火扉の不備を把握しながら改善されたかチェックせず、排煙窓がないなどの建築基準法違反を見落としていたのも 1 つの原因であったと言われております。

3 件目は、昨年 10 月に福岡市の整形外科病院で火災が発生しました。原因は、初期消火がされず、かつ通報も遅かったものと見られています。防火扉も旧式で、建物増築に伴い、新式にかえる義務があったのに放置をしていました。また、防火扉が階段手すりとロープで結ばれ、閉じない状態であったということです。そのため、多数の死傷者が出ました。

この 3 件の施設では、自力歩行が困難な高齢者や患者さんが生活や治療をしていました。しかし、施設にはスプリンクラー設置義務がなく、スプリンクラーを設置していなかったため、被害が拡大したものと考えられます。もし、スプリンクラーが設置してあれば、多数の死傷者を出さずに済んだかもしれません。しかしながら、スプリンクラー設置には多額の費用がかかるため、設置義務のない施設はなかなか設置が進まないのが現状であります。

そこで、1 つ目のお尋ねですが、老人福祉施設等のスプリンクラーの設置状況について

お尋ねします。

2つ目は、病院、有床診療所等の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） 老人福祉施設等のスプリンクラー設備の設置状況についてお答えいたします。

御質問のありました老人福祉施設等の中で、自力避難困難者が主として入居または宿泊するグループホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設は市内に51施設ございます。それらの施設につきましては、面積にかかわらず、消火器、自動火災報知設備、消防機関に通報する火災報知設備、誘導灯の設置が必要となります。さらに、延べ面積が275平方メートル以上の施設につきましては、スプリンクラー設備の設置が義務づけられております。

現在、防府市における老人福祉施設等で、スプリンクラー設備の設置が義務づけられている施設は44施設あり、全ての施設にスプリンクラー設備が設置されております。また、延べ面積275平方メートル未満の自力避難困難者が主として入居または宿泊する老人福祉施設等におきましても、昨年12月に消防法施行令の一部が改正され、平成27年4月1日からスプリンクラー設備の設置が義務づけられることとなりましたが、既存の施設につきましては、平成30年3月31日までの猶予期間が設けられております。

なお、現在のところ、延べ面積275平方メートル未満の該当施設につきましては、7施設ございますが、そのうち6施設につきましては、既に法令に基づいて設置されております。残りの1施設につきましても、設置される予定でございます。

次に、防府市の病院、有床診療所等の状況についてお答えいたします。

まず、昨年10月に福岡市博多区で発生した診療所火災に伴い、防府市消防本部では、直ちに市内の病院及び有床診療所の特別査察を実施いたしました。その結果、3診療所で防火戸の閉鎖不全、消防用設備等の点検・記録未実施、消火訓練及び避難訓練の未実施等の不備事項がございましたが、改善するよう文書で通知したところ、全ての診療所等から改善の報告がされております。

また、議員御質問の市内の病院、有床診療所等の状況につきましては、現在、防府市内には病床数が20床以上の病院が10施設、19床以下の有床診療所が13施設の計23施設ございます。そのうちの8病院にはスプリンクラー設備が設置されておりますが、本年10月に消防法施行令の一部が改正され、病院、有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置基準が拡大されたことから、既存の8病院に加え、新たに1病院及び9有床診療所が設置対象となっております。

今回の改正により、平成28年4月1日から施行されることとなり、平成37年6月30日まで猶予期間が設けられておりますが、消防本部といたしましても、立ち入り検査を含め防火講習や避難訓練などの機会を捉え、設置義務のある施設に対しては、早期にスプリンクラー設備の設置について継続的な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 上田議員。

○17番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

高齢者が生活する施設や、入院、治療する病院で万一火災が起こった際は、担当職員が火災の発見、通報、初期消火の可否及び避難の判断を行いながら、安全が確保できる場所まで入所者や入院者を適切に誘導できるかどうかにかかってきていますが、特に、夜間において少人数でこれらを全てこなすのは非常に困難だと思います。

また、車椅子で移動する人たちや、体力はもとより身を守るための判断能力自体が低下している人たちなので、幾ら避難訓練を積んだにせよ、速やかに避難を誘導することは想像に難しくありません。これらを踏まえれば、施設におけるスプリンクラーの設置が消火の初期対応手段として有効なことは間違いのないところでございます。

ただいま、本市においては、スプリンクラーの設置が義務づけられている施設全てに設置されていること、現在、設置義務の7施設のうち6施設に設置され、残りの1施設も設置の予定であること、また、病院、有床診療所23施設のうち8施設にスプリンクラーが設置され、今後も1病院と9診療所に随時スプリンクラーが設置されるという御回答をいただきました。これからも、高齢者や患者さんが安心して生活や治療ができるように、引き続き、消防用設備等の充実、強化に努めていただくようお願いをいたしまして、この項の質問は終わります。

次に、学校での児童・生徒の安全面の対応についてですが、学校での安全面にはさまざまな対応がございます。その中で、今回は養護教諭不在時の対応についてお伺いをいたします。

文部科学省では、学校危機管理の定義を子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危機を未然に防止するとともに、万一、事件、事故、災害が発生した場合に、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することと定めております。そして、学校危機管理の基本として、次の2つの対応と対策を挙げています。

1つ目は、事件、事故、災害の発生を抑える未然防止の対応です。

2つ目は、事件、事故、災害が発生しても被害を出さない、被害が生じても致命的にせず、日常生活に早く戻す緊急時の初動、初期対応と中長期対応です。この2つを合わせて

段階的対応と呼ばれております。

また、教育や運営等にかかわるソフト面や施設整備などのハード面、子どもへの安全教育、学校や地域の環境の安全管理、組織活動により、確実な安全確保をする総合的対策です。学校危機管理として、段階的対応と総合的対応が必要であるというふうに思われます。

また、学校危機管理の目的は、児童・生徒と教職員の安全を確保するとともに、施設を守る、危険を早期に発見し、事件、事故、災害を未然に防止する、事件、事故、災害の発生時に迅速、的確に対応する、事件、事故の再発防止と教育の再開に向けて対策を講じるとあります。学校危機管理の取り組み方法として、学校安全計画と危機管理マニュアルの作成により、教職員の共通理解のもと取り組みを強化し、学校危機管理体制を確立することが重要であると言われております。

そこで、山口県教育委員会は児童・生徒の事件、事故発生時に被害の拡大を防ぐためには、初動体制及び初動を含む初期対応が大変重要であることを受け、「傷病事故発生時の初期対応の重要性について」というパンフレットを、平成20年3月に作成をされました。その中に、初期、初動対応のポイントとして、傷病者の救助を第一に行う、応急手当、すなわち救急隊員や医師、医療機関に委ねるまでの間、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手だてを行いながら、傷病者の姿勢、顔つき、精神状態、顔・皮膚の色、四肢の動き、歩行の様子、瞳孔などを観察し、触診、聴診、打診、バイタルサイン等を行い、必要に応じて救急車の出動を要請し、早急に医師のもとに搬送するとございます。このような職務を通常養護教諭が行っております。

養護教諭の職務は、学校教育法で児童・生徒の養護をつかさどると定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されております。それらを踏まえて、現在、救急措置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っていらっしゃいます。

また、養護教諭の専門領域における職務内容は、1つ目に学校保健計画及び学校安全計画策定への参画、2つ目に保健管理として心身の健康管理、学校環境の管理、3つ目に保健教育として保健指導、保健学習、啓発活動、4つ目に健康相談としての心身の健康問題への対応、児童・生徒の支援に当たっての関係者との連携、5つ目に保健室経営、6つ目に保健組織活動がございます。このような、養護教諭の職務のうち、心身の健康管理では救急処置及び緊急時の対応も求められ、応急手当や、先ほど述べたように傷病者を観察したり判断したりいたします。しかし、その判断には困難を伴い、その判断を養護教諭が不在時には教諭が従事することになります。

そこで、大規模、小規模の小・中学校1校ずつで平成25年度の養護教諭不在の状況を

お伺いいたしました。

学校の授業日が年間約200日のうち、小学校では修学旅行、宿泊学習、研修等で1校は年間丸々1日、13日不在がありまして、もう1校は時間での不在も含めまして年間29日不在が生じていました。また、中学校では修学旅行、研修等で1校では丸々1日、年間13日不在、もう1校は時間での不在も含めて年間22日、不在が生じておりました。

この日数は、大規模、小規模の小・中学校1校ずつでお伺いしたのですが、規模による大きな差はなく、どの小・中学校においても同じような状況があると考えられます。そして、この養護教諭不在時に救急処置及び緊急時の対応を教諭が行うこととなります。

現在の学校現場は、人々の価値観や家庭での教育のあり方が多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、増え続ける保護者の要望、報告書の作成、生徒指導、校外活動の調整等、教諭の仕事は増えることがあっても減ることはありません。そんな中で、子どもの命を左右するかもしれない救急処置場面に接することはかなりの負担がかかります。

また、養護教諭ほど専門的技術を持たない教諭が応急処置を行うことは、児童・生徒、保護者にとっても不安が大きいことが考えられます。養護教諭の中でも、学校現場で子どもの死に直面し、今もそのときのショックを忘れずに悩んでいる方がおられ、また、同じような場面に直面した教諭もいらっしゃると思います。

児童・生徒の安全を確保するためには、養護教諭の不在時に保健室業務を行う保健師や看護師の資格を持った人を派遣する制度が必要だと思いますが、市教育委員会においてこういった方々を登録をして、各学校に派遣する制度の導入ができないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校での、児童・生徒の安全面の対応についての御質問にお答えいたします。

養護教諭不在時の対応でございますが、議員御案内のとおり、各学校では子どもたちが安全に過ごすことができるようさまざまな対策をとっており、教育委員会といたしましても、指導・支援しているところでございます。

しかしながら、その中核的な役割を果たしております養護教諭が、修学旅行や宿泊学習の引率、研修のための出張などで不在となる場合がございます。このような養護教諭の不在時には、各学校では学級担任等の教諭や管理職が共通理解を図り、子どもたちの急な病気やけが等に、誰もが迅速に対応できるようにしております。

具体的には、各学校で作成しております危機管理マニュアルに対応の流れや医療機関の受診・相談が必要な場合の手順、医療機関の連絡先等を記載したり、養護教諭による応急手当の仕方や、保健室の使用法についての研修機会を持ったりしています。また、AEDにつきましても、年に1回は必ず教員全員で研修しております。

このように、養護教諭不在時でも児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、できる限りの対策をとっているところでございます。

なお、議員御案内のように、養護教諭不在のときに補助員を派遣するシステムは、県内では山口市のみ導入しているとのことでございましたので、本市の各学校の実情をさらに調査するなどして、派遣制度について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 上田議員。

○17番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

学校では、児童・生徒の思いがけない傷病に遭遇することがあります。学校において発生する傷病、災害に対し、御答弁でもありましたけど、学校で行われる救急処置の範囲を知り、児童・生徒の生命の安全のための適切な手当、早く学習に戻すための適切な手当を講じていらっしゃるというふうにお聞きしましたが、それでも事故発生の未然の防止に万全を期すことが重要ではないかと思えます。事故は学校のあらゆる場面で発生する可能性があります。

そこで、養護教諭不在時に発生したときは、ほとんどで何らかの措置を講じられてはいるとは思いますが、安心できるまでには至っていないのが現状ではないでしょうか。児童・生徒の命の大切さを考えたときに、緊急時の対応が心配である、専門職の養護教諭が常時いることを望むと考える教諭や保護者の方々が多くいらっしゃるかと推察をしております。

そこで、養護教諭不在時に資格を持った補助員を、山口市では派遣をされているとお聞きしましたので、本市におかれましても、教諭はもちろん、児童・生徒や保護者が安心して学校生活を送れるように、当市においても、養護教諭不在時に補助員を派遣していただいて、教育委員会におきまして、そういった看護師とか保健師の方たちを登録し、派遣をお願いしたいと思います。

しかしながら、そのためにはそういった資格を持った方々を登録したり、そのための予算がもちろん必要となってきますので、すぐにはできないでしょうが、「教育のまち日本一」を目指されている本市におかれましては、早急に補助員派遣制度を導入されますことを強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、17番、上田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後2時22分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月4日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 今津 誠一

防府市議会議員 久保 潤爾